

平成17年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成17年10月19日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3 番 若園五朗君の発言を許します。

3 番 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

3 番 若園五朗ですけれども、通告は五つございます。1時間でございますので、順次追って質問させていただきます。

一つ、瑞穂市の常備消防について、2. 石綿（アスベスト）問題への対応について、3. 収入役を空席にするについて、4. 普通財産の未利用地の財産処分について、5. 瑞穂市の第1次総合計画策定について、5点、順次追って質問させていただきます。質問席の方でやらせてもらいます。お願いします。

1. 岐阜市消防への常備消防の業務委託期限を平成19年度末に迎えるに当たり、常備消防の考え方について、市長に考えをお尋ねします。

今までの経緯におきまして、瑞穂市は単独というような方向づけがされております。今後の具体的なあり方、そして新構想があるかどうか、そこら辺の消防に関する考え方について市長にお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 瑞穂市の防災安全体制をどういうふうに整備していくかということは、まちづくりの中でも最も重要な課題であると認識しております。その点から、どのような形で持っていくかということで、いろいろと検討をしてみました。瑞穂市の場合、御存じのように、穂積地区が岐阜市消防への業務委託、それから巣南町地区が本巣消防に参加という形で、二つの体制で現在動いておるわけでございますけれども、これを一つにまとめるということが必要であります。そういう点から、岐阜市消防への業務委託というものを第一の前提として模索をいたしました。岐阜市といたしましては、瑞穂市になったんだから自分たちでそれなりに考えなさいよということで、継続につきましては、岐阜市としては受け入れないという方針

が提示されました。

それに基づきまして、瑞穂市といたしまして消防体制、防災体制というのは、できる限り広域の方が形としてはいいんだということで、穂積地区も本巢消防に加入をさせていただきたいということで申し入れを行い、いろいろと協議をさせていただきました。

そのいろいろな協議の過程の中で基本的にかみ合わなかったことは、広域でこういう問題は処理していくというか、対応していくことが望ましいということについては、どちらも意見の違いがなかったわけでございますけれども、どういう体制、どういう組織を整備する必要があるのかという点につきまして、それぞれのまちの置かれております環境、事情の食い違いで、その考え方に対して意見の一致を見出すことが極めて困難であるということがございまして、瑞穂市としては単独で行かざるを得ないという判断に立ったわけでございます。

しかし、この防災体制というものはお互いに協力し合い、応援し合って万全を期すべきものでございますので、周辺の各自治体、あるいは防災体制との間の連携というものを絶えず頭の中に入れながら検討していく必要があるかと、このように考えております。

そういう点で、瑞穂市消防をどういう形に持っていったのがいいのかという問題につきましては、周辺のそれぞれの組織との間でのいろいろと意見交換とか、そういうものの中で見つけていかなければいけないと、このように思っておりますので、現段階におきまして、こういう形が最もいいんじゃないかと、こういうふうになるんだということはちょっと即答しかねる状態でございますが、基本的な考え方としまして、瑞穂市民の、あるいはまちの安全・安心というものを、できる限り高いレベルにおいて保持することができるかということが一番の基本でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 第 1 問目を絞って質問させていただきます。

新しい常備消防体制、これは国の総務省の消防庁の方から出ています、インターネットですが、平成14年10月24日に「新しい消防体制のあり方」というのが出ています。そこに何が書いてあるかといいますと、市町村合併の推進の動きとあわせて消防本部の広域編成という考え方を国が持っています。後に出てきますデジタル化についても同じ考えですけれども、今回、本巢消防事務組合と、今度瑞穂市の場合、単独で行くという場合、今、人口は4万9,000、5万人弱の瑞穂市ですけれども、広域行政の絡みの中で岐阜市との事務委託をしているという考え、この中には、あくまでも最低でも10万人以上の基本の消防本部をつくれと、それが望ましいという方向を国が示しております。

再度確認しますが、今言っている本巢消防の事務組合巢南分署、そして岐阜市消防の穂積分署という形態の中で、瑞穂市を一つの単独という考えですけれども、あとの広域行政の中で再

度、今後事務委託を、単独とした場合、岐阜市としていくのか。先ほど説明がございましたように、穂積町時代においては岐阜市の方では助役対応でして、合併するときには、あくまでも単独でやりなさいというような考えがあったんですけども、それは市長の考えであり、議会側としては、今、巢南の方は1億5,000万のお金を消防に出しています。穂積の方も3億5,000万、大体5億というお金を消防費に充てていますので、今言っている国の施策の考え方で単独という考え方がありますが、議会の方では岐阜市の方へ事務委託して、今後、広域行政の体制を図るべきだと。再度確認したいんですが、市長の考え方をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 広域でということ、岐阜市消防に事務委託というか業務委託をしたいという考え方は一つの考え方だと思いますので、これからの消防体制のあり方の中の検討項目というか事項として、全く消すことはしなくてもいいと思います。だから、それはそれなりに可能性を模索していろいろと検討していただければ、それでいいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今の市長の答弁の中で、今後、そのことも踏まえながら十分検討するという回答と解釈をしております、今後検討していくと、踏まえていくということで。

その中で消防の関係で消防救急無線のことで、今現在、アナログをデジタル化に、国は平成17年7月15日に消防庁次長より各県・市・町に、この市の方に消防救急無線の広域化・共同化ということで流れております。その中で何が言いたいかといいますと、デジタル化をすることによりまして、現場へ行ったときに画面ですべて本部なり現場の指揮者に大量のデータを一遍に送ることができるというような方式でございます。今言っているアナログより、国の施策においては広域のデジタル化ということについて、市長はこの内容について御存じかどうか確認します。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これはアナログ化、デジタル化という問題よりも、なぜこれをやるかということが一番大事だと思います。それはどういうことかということ、いろんな災害の状況とか、そういうものが出たときの情報を本部へ集めてくる。できる限り多くの情報を集めて、それに対する対応を適切にしていく。そのためには通信容量の大きい、要するにデジタルを使った方がいいということなんですね。だから、極端なことを申し上げれば、防災のために必要な情報を今のアナログでもすべて送ることができれば、この問題は出てこないわけですけども、それは非常に難しいということでデジタル化ということを進めようという考え方でございまして、私は防災体制を整えていくためにというか、いろんな災害に対応していくためには、その現地の情報とか、ありとあらゆる情報というのはできるだけ集めるということ、そうしてから、

また指示を出していく必要があると思いますので、そのためには情報通信ネットワークの容量というものを豊富にする必要があると、このように考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 2 番目の消防救急無線のデジタル化、大量のデータを送るということで、今後必要だという市の考え方はわかりました。国の施策に合わせて、その中で言っているのは、大きくデータを送るためには、広域的な整備をするためには経費の節減になると。単独の消防で無線をやっておるよりも、広域で無線をやった方が経費が2分の1、効率がよくなるというような通達の内容でございます。

その内容で3点目でございますが、本巢消防の南分署が今現在ございます。今、救急到着時間は、旧巢南の方では15地区ありまして、居倉地内が1分、唐栗地内が3分、田之上地内2分、あるいは七崎地区は3分というような、南分署があつてこそ救急体制、消防体制ができているというバランスですね。現在の救急・消防体制がこういうふうにてきておるんですけども、市長が言われました単独消防を一つにまとめるという考えについて再度確認したいんですが、もし、今現在あるこの場所が狭くて、仮に旭化成の方にいざつた場合、今言っている現況の署の配置は、国の基準からいって、今度救急の時間等いろいろ調整があるんですけども、いざることによって巢南の呂久地区が確保され、巢南の西地区が、もし一つの場合クリアできないと。そして、本巢消防の今言っている南分署がなくなれば、本巢市内の温井地区のエリアが外れるというような、瑞穂市が単独で行つた場合、今言っている本巢消防の南分署を現状の方法で確保するか。その対応について、市長の答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これが、まさしく瑞穂市の消防を単独で立ち上げていく場合の検討事項でございます。ですから、これから検討することです。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 大変前向きな答弁をありがとうございました。

その中に「消防力の整備指針改正」と、ここにあります。この中に何が書いてございますかといいますと、出動してから放水まで 6.5、そして着くまでは 4.5分、それからホースを延長して放水時間は2分という、一つの 6.5という基準の中でこういうような形もできてやっておると思うんですが、やっぱりそういうことも踏まえて、現在ある巢南・南分署、そして岐阜市穂積分署の位置も総合的に、この消防力の整備指針にのつとる形を基準に、かつ現況の状況を確保しながら十分検討されるか、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） それはあくまでもモデルでございますから、そのモデルにはすべていろんな条件、前提があるわけです。ですから、そのモデルはあくまでも参考、私は瑞穂市の地域の状況というものを勘案しながら計画を立てるべきだと、このように思います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） いつも市長は一般質問の中で、実際にあるものを切るのは非常に苦しいというような答弁もあります。ましてや、今回の消防よりも救急の方が広域消防の中で充実することが大事ですので、今言っている一つの基準ですけれども、巢南分署、穂積分署の現況ある中で、やっぱり巢南もそのような対応を、その基準ですけれども、単独になった場合残してもらえるかどうか、その確認をしておるんです。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） それは明言できません。検討する事項であります。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 一般質問で執行部の方は検討するということですが、今言っている「地域の安全、住みやすいまちづくり」という市長の公約の中で、検討するじゃなくて、前向きに検討するというような答弁をお願いしたいんですが、できませんか。

わかりました。それは、また今後、おいおい詰めていく中で、私はたまたま巢南地区に住んでおるので言っておるんじゃないくて、瑞穂市の全体のことを考えて質問させてもらっているので、よろしくをお願いします。

もう一つ、その中に消防相互応援協定という消防組織法の第21条の規定がございます。この法律は昭和22年にできたんですけれども、岐阜県下で一番早く立ち上げてきたのは各務原市、昭和43年、そして穂積町も入っております。本巢消防も昭和45年、本巢消防は平成15年8月20日、多分これは岐阜市に合併した関係で、もう一回応援協定を結んでおるんです。僕が言いたいのは、単独消防をやっても、こういう大きな国の方では消防組織法という中で応援協定を締結、隣で火災があった場合、応援で行ってもいいよというような、国からすごく法的な協定を結んでおるんです。

こういうのを踏まえて、今言っている単独消防になった場合、事務委託を岐阜市にやっていますけれども、むしろ火災とか救急は非常に多うございます。そういう踏まえても、ただ検討する検討するじゃなくて、広域的なことも踏まえて、今言っている継続的な事務委託は岐阜市の方に今後とも考えた方が、瑞穂市においては高層住宅が非常に多うございます。例えば、本巢消防と瑞穂市と比べた場合、瑞穂市は84件、本巢消防が50件と、市と本巢消防とは特殊性があります。そういう中でも、単独であっても今言っている岐阜市との応援協定をしっかり結ん

において、ただ合併したから単独でやる、はいと切るんじゃないで、今言っている基本的な考え方の中で応援協定なり、国の10万以上の消防体制を持っていけという基準がございますので、それに沿ってお願いしたいと思います。

再度確認したいんですが、今言っている常備消防の単独消防の今後のスケジュールはどのような考えか。そして、今後のスケジュールについての事務方の対応をどのようにされていくか。要するに、市長がやるならやるでどういう形、プロジェクトチームを組んでいくのか、あるいはどういうふうに立ち上げていくか、具体的な手続をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まずスケジュールでございますけれども、岐阜市との暫定的な形での今の委託協定は、20年3月31日で切れます。ですから、20年4月1日以降は市として消防体制を整備しなければなりませんので、スケジュールは、20年4月1日以降支障のないようにするということが基本的なスケジュールになります。

そして、この問題は非常に大きな作業が要ります。それはどういうことかといいますと、まず第1番に、巢南地区は本巢消防との間で一緒にやってきました。これが分かれるわけでございますので、そのあたりの分かれるための、表現は悪いんですけども、清算事務というか、そのあたりをきちっとするという事務がまず先般に、それからもう一つは、瑞穂市の消防を立ち上げていく作業が入ります。それをどういう形で動かすかという問題と、それに対する人員をどのような形で確保するかという課題がございます。特にハード面、設備面の問題は、相手が機械でございますので、それなりにスケジュールはきちっと立っていくわけでございますけれども、ソフト面での消防署職員の養成訓練という問題というのは、逆に非常に時間を要する作業ではないだろうか、このように考えております。

また、もう一つは、単独で立ち上げていきますのには、市としての条例、規則、要綱、そういうようなものをすべて整備していかなければなりません。それから、先ほど若園議員から御指摘がありました周辺消防との相互応援協定、これはお互いに助け合っていかなければいけないわけでございます。こういうものも締結していく必要があります。

そういうことを考えますと非常に膨大な作業がありまして、時間的にまだ2年ちょっとあるじゃないかということでございますけれども、実質的には極めて厳しいスケジュールになるというふうに判断しております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 最後になります。回答は結構でございますが、再度繰り返して言いますが、旧巢南地区は15地区ありまして、今現在のところから救急が出た場合、到着時間は1分から、長くて6分という範囲内で動いています。今、市長は検討する検討すると言われたんで

すけれども、仮にここの消防署が旭化成の方へ行っても、今現状の1分から6分で到達する考えは、幾ら道路整備しても難しいと思います。いろいろ道路整備は緊急性も要しますけれども、そこら辺も踏まえて今後の検討課題の中に十分よろしく、市長、お願いします。

続きまして、2問目をお願いします。

アスベストの件ですけれども、公共建築物、民間建築物のアスベスト実態調査とアスベスト製造に係る従業員、付近住民の環境調査の結果と報告、対策の指導はどのようにされているか、今後の方策について市長のお考えをお尋ねします。

細かく言いますと、市民の窓口相談件数、今回補正が上がっています予算計上の概要とか、そしてアスベストの基本的な考え方、あるいは市内アスベスト製造業者周辺の住民の健康調査、関係担当者、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問につきましてお答えをさせていただきます。

御指摘ございましたように、アスベストにつきましては、現在、大きな社会問題となっております。瑞穂市といたしましても、まず私からお答えをさせていただきますのは公共施設の対応についてであります。

市といたしまして、公共施設、すべての公共の建築物の調査を早速行いたいというふうに考えております。現在、市の公共施設は、72施設で 134棟でございます。アスベストは、建築資材のほかに自動車のブレーキだとか、電線の被覆材など、いろいろな分野に使用されておまして、我々素人が一見しただけでは判別は不可能だということから、専門の機関に調査委託をしようということで計画をいたしております。

調査の方法につきましては、それぞれ公共建築物の仕様書とか設計図書から、直接吹きつけが行われたもの、そしてまた壁材とか屋根材、そして内装材等に加工されてしまって資材の中に含まれてしまっているもの、これらのことにつきまして専門の機関に確認をしていただくという計画でございます。

そのために市といたしましては、行ったことでありますけれども、それぞれの公共施設の仕様書、設計図書があるかないかということを確認いたしましたところ、134棟のうち 125棟の設計図書が確認されました。とりあえず設計図書から確認をしていただきまして、その後、それぞれの建築物の現地調査に入っていくという計画であります。

調査の結果でアスベストの使用が確認された場合に、その施設の使用状況に応じて除去、封じ込め、そして囲い込みなど、専門の機関と協議をいたしまして安全対策を講じてまいりたいというふうに考えております。今回の補正予算にも 1,000万円の調査費を計上させていただいております。よろしくお願いをしたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、民間建築物のアスベストにつきましてお答えします。

民間建築物における吹きつけアスベストに関する調査について、岐阜建築事務所より調査の依頼がございました。その内容は、昭和31年から平成元年までに竣工された1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上のものであり、調査の結果、市内におきましては該当建物は140件あり、8月末までに報告しました。

現在、岐阜県によりまだ調査の実施中でありまして、今後、指導をするということをお聞きしております。以上です。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 若園議員さんのアスベスト製造にかかわる従業員並びに付近住民の環境調査等の御質問にお答えいたします。

現従業員に対しましては、労働安全衛生法により全従業員に対し健康診断の一般項目すべてが実施され、毎年、間接撮影による胸部エックス線撮影が実施されております。

粉じん職場の従業員で有所見者は、法令により年2回の直接撮影による胸部エックス線撮影を実施され、有所見者以外は3年に1回実施されていると聞いております。

現従業員でじん肺有所見者は、現在2名在籍しているということをお聞きしております。いわゆるじん肺管理区分が2、3、4、5とあるわけですが、それ以上の従業員の方は、現在、在籍されていないと聞いております。

労働基準監督署の指導で、今後、石綿肺検査を、平成2年前、これは石綿使用時、企業は平成2年から全面石綿の使用を中止しておりますので、平成2年前の入社の従業員に対しまして、年2回実施されると聞いております。

次に、現在の工場周辺や工場内環境に関しましては、県の環境局大気汚染環境室と地域振興局環境課が7月14日に立入検査を行い、現在は石綿は使用がなく、周辺に影響がないとの見方をしております。

その後、県の指導で敷地境界の4カ所を、7月28日、8月5日、8月18日に特定粉じんの測定を実施し、大気汚染防止法の基準値内であったと報告を受けております。さらに、県が8月19日に測定した結果も基準値内であったと聞いております。

今後の方策につきましては、保健センターに設置してあります相談窓口においても、アスベストによる健康への不安を抱えている方、何らかの症状のある方に対しましては、健康診断の実施場所や病院を案内するなどの健康面のフォローに努めていきたいと考えております。

アスベスト問題につきましては、国がアスベスト新法等の制定方針を示すなどしておりますので、今後、県あるいは国の動向を注視しながら、連携を図りながら取り組んでまいりたいと

思っておりますので、よろしく願いをしまして、答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 時間も大分費やしていますので、各部長、関係者の方に質問を言いますので、回答を一連でお願いします。

まず、市民部長よりお願いしたいんですけども、質問の内容について回答をいただいたんですけども、最終的に今の窓口件数の内容、具体的にどんな内容であったか。

そして周辺住民の相談は、今の報告では、その周辺の苦情なり、そういう住民相談も今後ふえそうかどうか。

そして市民部長の所管の件ですけども、アスベストについて、県より状況把握、そして対策指導、調査依頼、そこら辺、具体的に来ておるかどうか、その確認をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 保健センターの相談の件数でございますが、今までに18件でございます。

それから、県からの調査依頼ということですが、特にそのことについては、大気汚染防止法は県でございますので、特に企業に対しての県の調査依頼は来ておりません。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 都市整備部長にお伺いしますけれども、先ほど報告の中で 1,000平米以上については 140件というような件数が出ていました。けさの中日新聞をちょっと見てみますと、岐阜県下では 4,928棟のうち、アスベストの露出 196棟、民間での露出46棟というような新聞報道がありました。その数値の報告の中で瑞穂市は入っているかどうか。

そしてアスベストにつきましては、皆さん御存じのとおり、切断したときに粉が出るというようなことで、もちろん繊維を製造しておることもありますけれども、今言っている所管の建材吹きつけアスベストとか、吹きつけロックウールとか、あるいはアスベスト保温材とか、アスベスト成型板、このようなものについての屋根、外壁、内装については、むしろ切断するときに非常に被害が来るといようなことも報告というか、調査で聞いていますけれども、所管の今言っている県の方から報道されているその数字は、瑞穂市が入っているかどうか。そして、今言っている切断したときの大気中の飛散しないということですけども、注意点等を今後住民にどのように伝えていくか。その2点、もしあればお願いします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 市内の建物についての結果は、まだ聞いておりませんし、多分今後は、県の方から直接所有者に指導されるかなと思っております。

また、分別とか、いろんな工事につきましては、今後、リサイクル法とか、そういう形で建設業者が副産物等の取り扱いとか解体の方法については、それなりの工法の中でやっていただくと思っています。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 民間の方で対応してということですが、最終的には県が数字をつかんでおる以上は、ある程度所管で、岐阜県下の中の46棟の中に瑞穂市はないかどうか、再度確認し、所管の内容についての掌握をお願いしたいと思います。

続きまして、教育長にお伺いしたいんですけれども、アスベストに関して今回 1,000万の補正予算を組んでいますけれども、学校施設のアスベストの状況は把握しているかどうか。そして、現段階の対策はどのようにされているか。もちろん、父兄・児童等の通信を使ってお知らせしておるか。そして、県の教育委員会の方から、県の指導はどうなっているか。その3点についての今後の対策について、教育長の考えをお願いします。簡潔をお願いします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 教育委員会関連でございますが、社会教育施設は8施設、それから学校施設は11施設について、市の動きに合わせて8月末から9月当初にかけて、まず設計仕様書による調査、それから目視による調査をまいりました。その結果、現在、アスベストが含まれている可能性の目視できるものが3件ほど出ております。その他につきましても、天井、あるいは外壁のボードの中にそういったものが含まれている可能性があるといったもの、ですから、1施設を除いて、2番目に申しあげました中身まで含めればそういった可能性があると、そういったことまで出ております。

そういった中で、市の方で今度の議会に調査の補正予算が組まれておるわけでございます。教育委員会としましても、それに合わせて動きをとっていくということになるわけでございますが、1点だけ、穂積小学校のエレベーター室の内部の外枠のさびどめ部分にアスベストらしきものがあるということが、その後の調査で判明してきました。これにつきましては、子供がいる施設でございますので、先ほど来説明のあった、市の段取りとは別に切り離して、実は先週のうちに詳しい調査の依頼をいたしました。そして、今週、17日からエレベーターの使用を中止いたしました。ただ、平常は密閉された場所でございます。それにエレベーターの開閉等は子供が携わることはないということで、健康被害についてはないというふうに思っております。

そんな形で、その部分について市の動きとは切り離して動いておりますので、これも市長さんにも了解を得ておりますので、含まれているということであつたら、これも市の動きとは切り離して、できるだけ早い時期に対応していきたいというふうに思っております。

なお、エレベーターが使えなくなりますと、実際給食配ぜん業務に支障を及ぼすわけですが、これにつきましては臨時の職員を既にお願ひして、月曜日から子供に影響が出ないようにと、そういった対応で動いております。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 一連の話を聞いている中で、教育委員会の方で実際にあって、今とめておるといふ現状でございます。今後の対応として、早く総務の方と切り離して補正なり、早急に対策をお願いしたい。ただ、臨時職員を雇ってその分を確保するんじゃなくて、そのエレベーターを使えるような状態で保全するなり、県の指導なり、教育長の判断で対応を早急をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） その立場で考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 最後になりますけれども、総務部長、一応今回の施設関係の 1,000 万の対応の具体的内容については、今内容を聞きました。もし、調査して出た場合、早急にそのスケジュール、対応をどのように考えてみえるか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたように、専門の機関と協議をいたしまして、その状況に応じて除去、囲い込み、そして薬品を使つての封じ込めとか、いろんな対策を専門機関と協議をして安全対策を講じてまいるという計画でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今の最後の答弁の中で対策を講じてやっていくということでございますので、その状況に応じまして早急に補正予算を組んで、きちとした対応をお願いしておきます。

質問の 3 番、県内 21 市ございまして、収入役の空席は関市、羽島市、郡上市、土岐市、瑞浪市、海津市も今そういうような状況でございます。その中で市長は、人件費削減等のため収入役を空席にされるかどうか、その考えをお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 結論から申し上げます。考え方はございません。それで、理由を申し上げます。単純にコストだけを考えるならば、収入役は廃止してもいいと思います。しかし、なぜ収入役を置いているのかということで、収入役の職務の持っている意味を考えてみていただ

きたいと思います。現実、自治法の中でも、収入役というのは首長との関係の中で一つの独立的な権能を持っております。それはどういうことかということでございます。やはり公金の取り扱いというものについて十分なチェック機能といえますか、監視機能というものを収入役のパポジションに要求をしておるんだと、私はそう判断しておりますので、その機能を考えた場合に収入役ポストというのは極めて重要だという認識でおるわけでございます。

現実の問題として、中日新聞の地方制度調査会案という中でも、出納長、収入役は廃止と。それから、副知事、副市長が政策を執行という表現をしていますけれども、この記事だけ見ると、これはやめた方がいいなと見えるんですが、この記事でも一番最後に非常にポイントになる言葉を書いております。それはどういうことかという、「適正な会計事務が確保される仕組みを求めた」ということでございます。だから、適正な会計事務が執行されるだけの仕組みを持っていないと、つくるといことが前提でなくてもいいじゃないかという議論だということをお認識していただきたいと思ひます。

現実の問題として、うちの場合の一つのケースとして申し上げますと、収入役ポストまで参りました会計伝票におきまして、帳票不備ということで担当課へ再チェックということで返しておりますのが、回ってきました伝票は全部で 2,800枚、その中で63件、担当課に再チェックということで返しております。ということは、逆に言いますと、うちの会計といひますか、出納の方は、各課から上がってきております伝票というものが、すべて適正に処理されておるかどうかということのすべてをチェックしておるということでございまして、この機能を私は極めて重視しております。それと同時に、私どもが基金とかいろんな形でお預かりしております資金の運用につきましても、それなりに神経を使っておってくれると思っております。現実、今はかなりのウエートの金額を短期の国債にシフトさせております。その場合でも、非常に適切な措置をしているということで、購入先の代行先と競争入札というような形でやっておりますし、必ず元本は確保していくという基本原則、ただ金利だけに追われるということじゃなしにというような形で運営をしております。

だから、そういうことをきちっとやるポジションというのは私は必要だと思っておりますし、そのポジションが私の直接指揮下ではない方がいいと、このように考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 市長の考え方、大変ありがとうございました。

自治法の 168 条の 2 項の中に、平成 16 年 5 月に改正され、10 万人以下については助役を兼務させることができるという自治法の改正がございました。先ほど言いました土岐市は、平成 16 年 12 月、6 万 2,000 人で実施しています。郡上市、17 年 3 月議会において、人口 6 万 4,000 人でございますけれどもやっております。関市、7 万 5,000 人で 17 年 3 月に議決しております。瑞

浪市、人口4万2,000人、平成17年3月議会で可決しております。羽島市におきましては、平成17年3月、6万6,000人の人口でありながらやっぴながら、市長は、事務の効率化を図るといつも言ってみえますので、私はそういうふう信じて、今来ておると思ひます。

最後になりますけれども、収入役の任期は15年7月1日から19年6月30日でございます。これは議会の選任同意でございます。そこら辺も踏まえて、このまま行けば私たちの任期中には最終的に判断をすることになります。市長の考え方は先ほど聞きましたんですが、ほかの自治体がやっぴおって、なぜ瑞穂市ができないかということについて私は疑問に思ひます。

もう一つ、実質、その公金の支出管理をチェックすると言われましては、収入役については、最終的な権限で全部やっぴしていますけれども、事務的なことは担当課長及び担当者が行っていますので、今、電算化している、国がいろいろデータをそろえて自治法を改正してまで、今言っている事務の効率化なり、そういうことを施策していることは市長は十分御存じかと思ひます。収入役の職務ですけれども、現金の出納・保管に關すること、小切手を振り出すこと、3番、有価証券の出納・保管をすること、物品の出納・保管を行うこと、現金及び財産の記録を管理すること、支出負担行為に關する確認をすること、決算調整をし、地方公共団体の首長に提出することという七つの仕事があるわけですが、すべて収入役がやるんじやございません。担当課長及び担当者が指示するだけのことでございますので、そういうことも踏まえて、最終的には議会の選任同意ということもござひますので、よろしく今後の対応をお願いします。

市長の考え方は、収入役はこのまま置くということでございますけれども、時代の流れ、今言っている県下の各市町を見た場合、こういう現状であり、進めているということについて、私は今回の一般質問をさせていただきます。最終的には議会の同意でございますので、そこら辺も十分よろしく願ひします。

4番目でございますが、普通財産、未利用地の財産処分単価及び処分方法について市長の考え方をお尋ねしますということですが、先ほど平成16年度の決算書の中の資料を見てみましたんですけれども、農地普通財産が2万386平米、その費用は105万7,000円、もうちょっとさかのぼって資料を出してみたら、平成15年度は2万8,980平米のうち、市から203万8,000円ということで、金額の方はいろいろと手続上というか、効率ようやられて、面積が同じでも安くなったということについてはちょっとこっちへ置いておきまして、今言っている普通財産の未利用地の2万386がござひます。また、旧巢南地区においては18カ所ということも事務方の方から資料をいただひていますけれども、経費を使っぴおいて、公共団体が未利用地を持って使えていない状態について、今後の対策なり、その財産処分について簡潔に願ひします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは、私が前からいつも申し上げておることでござひます。要するに、

市の所有している資源を有効に生かしていくという点で、これは最大の前提でありますので、その中で市として、行政として必要のない土地というものは、むしろ有効に使う方法を工夫することも必要でしょうし、また同時に、処分をしていくというのも一つの手法かと、このように思います。

そういう意味で、議会の方でこの土地の問題について一連の、現在、遊休の土地についてのリストについて、どのようにこれからこの土地を生かしていくかということについて御検討をお願いするということになっておりますので、そこで私どもは、1筆ずついろいろと意見を聞かせていただきまして一つの方向を決めていくと、このように考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 簡潔な答弁でありありがとうございました。

市の財産については、処分するなり、遊休地については早くやっていくということでございますので、また来年度の決算書を見て、その面積が少なくなっていることについて、またそれだけ行政努力しておるといふことの評価ができますので、それなりの対応なり、また議会の方に事前に報告をお願いしたいと思います。

今言いましたように、平成16年度は2万386平米、来年度は幾つの数字が決算書に上がってくるか、執行部の方で最大限に努力してもらって、議会の方も最大限にそれに同意していきますので、どうか特に単価の問題、処分の方法について明確に、その担当の常任協議会、担当の部局でしっかり、事前に走るんじゃなくて、十分密に対応をお願いしたいと思います。

最後になりますが、第1次総合計画でございます。ごらんのように通告書がございますんですが、回答者、答弁をお願いします。

〔発言する者あり〕

3番（若園五朗君） 計画策定に向けての基本構想の計画について、市長の考えをお尋ねします。

一つ、土地利用、現状から将来の見直しについて、農地区域とか市街化区域、あるいは工業区域とか工場区域、そして道路の問題、県道とか市道、いろいろございますけれども、その将来計画についてどう考えてみえるか。

また、ソフト事業でふるさとの歴史と文化について、地域の参画とか活用、そして先ほど出ていました財政の効率化、先ほどしつこく言いましたんですが、その問題について、経費の問題も含めて市長の考え方をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 非常に膨大なテーマでございますので、ちょっと限られた時間で御答弁申し上げるのは非常に難しいわけでございますけれども、基本的に申し上げますことは、

これから大きく世の中が変化してまいります。その変化に対応しながら次の世代にマッチする、またそこに住むみんなが幸せを甘受できるまちをいかに組み立てていくかということでございまして、今の御指摘のそれぞれの項目もその中の一つ一つの課題かと、このように思います。

それで、この問題につきましては、御存じのように審議会の委員をお願いしておりまして、その審議会におきましていろいろと御検討をちょうだいしております。その中で、現在、こんな方向でまとめたらということと考えております一番の基本的なコンセプト、それは何かといいますと、みんなでまちをつくろうやということでございます。要するに、「市民参加・協働のまちづくり」というのを大前提に掲げて、今申し上げました課題に向かって取り組んでいこうと、こういう基本的な考え方でございます。

それぞれの個々の項目につきましては、一応原案は、この委員会にたたき台として提示してございます。これに基づきまして、いろいろと委員会で御議論いただきまして、それをまとめ上げた一つの答申が出てまいりましたら、これをまた議会に提出していろいろと御議論をいただくというような運びになるかと、このように考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市長の任期は平成19年4月末でございます。来年は成果の出る一番大事な年で、心の中にしっかりとあると思います。今現在、私たちが把握しておる中で、一つ、消防署を建てる問題、牛牧小学校、穂積小学校、巢南の南小学校の改築、本田コミュニティー、別府保育所、子育て支援センター、そして給食センターという大きなハードな事業が幾つかあります。もちろん、議会とやっていくのは大事でございますので、今後、その対応について、17年度の予算書を見ますと、きのうもはや出たんですが、負担行為で6億7,500万出ていました。もちろん、別府保育所の土地の購入問題ですけれども、一般会計の予算で当初予算に、こういう問題についてどかんと出されるとさいが議会の方は食べられませんので、事前に今から協議しながら、多分施政方針はもう出ていると思います。12月議会で最終的な内容を確認していきますけれども、当初予算に負担行為で10億、5億とばんと出されても検討する余地がございません。ですから、予算確保する当初予算の負担行為について、十分議会と議論しながら、もちろん市長を応援しますので、そこら辺、がばっと予算を組んでおいて、負担行為だけあれば予算執行するというんじゃなくて、理解しながら執行する。納得させてから使うという、この手法で、今言っているこの大きい18年度の主要事業、また道路、いろんな問題がございましてけれども、私たちが把握しておる段階の大きな事業は、18年は非常に出てきます。そして、任期中の平成19年4月末までに非常に出てきますので、どうか成果を出せるように、公約ができますように、どうかお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 時間でございます。若園議員の一般質問をこれをもって終わります。

3番（若園五朗君） ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君の発言を許します。

篠田 徹君。

篠田君に申し添えます。登壇でまずもっての質問をお願いします。

2番（篠田 徹君） 2番、会派翔の会所属、篠田徹、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回、9月定例議会において平成17年度瑞穂市一般会計補正予算が議案として提出され、現在、議会において審議をされているわけではありますが、当初予算 118億 2,361万 4,000円に10億 5,580万 8,000円、約 8.9%の上積みをし、128億 7,942万 2,000円の会計予算としたいとの提案でありました。

この中身を精査させていただくと、歳入に関しては前年度繰越金の9億 6,924万 6,000円が大きく目を引き、歳出に当たっては、款総務費、項総務管理費、目財産管理費、節積立金の6億 9,300万円の公共施設整備基金積立金ではないでしょうか。過日の総括質疑において内容を質問させていただいたところ、現在計画予定の統合された給食センター建設及び別府保育所の移設に係る積立金であるとの説明でした。私は、議会人として、なるほど先を見据えた行政の運営とはこのようなことかと感心しつつ、しかし、今現在、市民の方々が御心配なさっていることを考えるにはどうしたらよいのかと心を砕きながら、今回、5点の質問をさせていただきます。

1点目は、瑞穂市の道路整備計画についてでございます。2点目は、アスベスト問題についてでございます。3点目は、災害時の連絡方法についてでございます。4点目は、大学と地域商店街の連携についてでございます。5点目は、児童にかかわる担当課の考え方についてでございます。

以上を質問席の方に戻らせていただいて質問させていただきます。

それでは、1問目の瑞穂市の道路整備計画について質問させていただきます。

現在、北方・多度線が開通し、南北の通行は大変よくなったように感じられますが、市内を見回したときには、まだまだ道路整備が必要だと考えられます。それは、南部においては21号線が東西に横断していますが、北部において主要地方道岐阜・巣南・大野線が途中でとまっている状況にあります。また、市内中心部へ一般県道穂積・巣南線も、十九条のところで県道認定から外れています。南北道路に目を向ければ、西部の曾井中島・美江寺大垣線も市内を縦断していないなどのことから、（仮称）瑞穂環状道路の建設を考えるときではないかと提案させていただきます。

市内において28平方キロの外周をぐるっと囲む道路を考え、そこに東西南北の道路を考えることによって市内交通の利便性も高まるのではないのでしょうか。また、その計画にのっとって

土地利用計画等も作成されれば、一貫性を持ったまちづくりができるのではないかと考えます。市長、長期のビジョンに立ってのお考えをお伺いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まちの中の道路をどのように考えるかという点につきましての御質問かと思いますが、道路は、私どもいつもいろいろと検討していくときに、一口でくくりまされども、それぞれの性格があると思っております。そのまず一つは、この瑞穂市の地域といろんなほかの地域と密接につないでいく道路、それからもう一つは、この地域の人たちが自分たちの生活圏の中であちこち動くのに便利さを醸し出していく道路ということございまして、その間によりまして、私どもとしてはそれなりに性格づけによりまして道路の整備のあり方というものも検討しながら進めております。

そこで、今御指摘の、現在、瑞穂市の場合、中心部に南北、東西、結局、幹線道路が1本ずつ抜けておるということございまして、これが中心になっているわけですがけれども、これだけでは瑞穂市全体の今申し上げました連絡道路、あるいは全体を循環的にといたしますか、みんなが活発に交流し合えるネットとしては弱いんじゃないかと、このように考えております。

そういう意味で、現在、部分的にはかなり整備されてきております、今申し上げました2本の幹線道路の南と北にあります、要するに東西、南北の道路というものを逆に整備をして全体をつないでいくという形で、まちをぐるっと循環できるような形につないでいく形ができないだろうかということは考えております。それによって今の南北の縦貫道路、あるいは東西の道路1本だけじゃなしに、その道路、東海環状の例のような形で、結局、通過交通の方々も利用していただけるだろうということも考えられます。

それで、今、私ども具体的な問題として申し上げれば、御存じのように、生津地区で北方からのグリーンロードがずうっと下がってきまして、宇土医院のところの通りのところで行きどまりになっています、北から下がってきまして。あの道路を南へ抜いていけないか。そして堤防へ、糸貫の堤防のすそを通して東へ抜いていく、この方法ができないだろうかということも検討するように担当に指示をしております。これは3町合併のときにも一つのテーマとして出た道路でございますけど、そういう整備計画を考えているというような形でございます。

それから東西で考えますと、現在、着々と準備を整えてやっておってくれます、下犀川橋が一日でも早く通るということが非常に重要な課題でありましょうし、それからもう1点は、犀川の区画整理区域と巢南の南部、古橋地区とつなぐと、それで大体巢南の西からの道が一気につないでいくことができます。

そんな形で、今の十文字の幹線の、今度両サイドに補助幹線と言うと語弊があるかもしれませんが、ネットワークを構築していくということがまちの便利さをより増させるのではないだろうか、こんなことを考えまして、それぞれの部分的部分的につきましては、それなりに検

討を進めておるといのが現状でございます。

将来としては、御指摘のような形で道をつないでいくことができれば、この地域はより便利になるんじゃないか、このように思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） ありがとうございます。

今の市長の答弁にありましたように、本当に道の重要性をとらえていただいて建設を推進していただくということは大変重要なことだと思いますし、まちづくりを考えたときには、やっぱり基盤整備から、インフラ整備から行わなければ、それが一番基本の道であると私も考えております。

ただ1点、市長にいま一度問いたいのは、部分的に考えておりますという御答弁であったかと思うんですけれども、やはり長期の20年仕事、30年仕事であっても仕方がないかと思えます。東海環状線の東回りルートが何十年置いて完成なされたように、また西回りルートが、まだまだ建設途中、計画途中でありますように、本当に一つの大きな事業を成そうと思えば、あるときにおいて大きな決断をなさなければならないかと思えます。

瑞穂市においては新市建設以来3年目がたちまして、今ここで大きな計画を立てておかないと、だんだん都市化が進めば、あるいは人口減少によりまちが過疎化していくかもしれないとも言われておりますが、ただ、今現在の瑞穂市の人口動態等、推移を考えますと、まだまだ発展する余地が大であると認識しておりますので、今ここで市長の言葉として、道路行政を考えて大きな環状ルートを考えたいというお言葉をいただきたく、再度答弁を求めます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私が部分的に考えていると申し上げたことはちょっと誤解があったかと思えますけれども、私が思いますに、まちの中に全く新設で道路を抜いていくことはできないと思えます。非常に難しい。そうしますと、既存の道路をどのように整備してそういう行動というか動きをしやすいのかという工夫で、結局、今の御指摘のようなネットワークの構築ということが必要じゃないか。その場合に、大体この道とこの道とこの道を使ったらどうなのかな、いいんじゃないかなと、一つの考え方というものが出てくるわけでございまして、その中で、この部分がまず行けるなというような形で、要するに部分的なお話を申し上げたということでございまして、基本的には、まち全体をみんなが自由にというか、便利に動き回れるようにしていきたいと、このような考え方です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） ありがとうございました。

そのような視点に立っていただいて瑞穂市の道路行政を考えてもらえるというお言葉をいただけたことをうれしく思いつつ、次の質問にさせていただきます。

2点目といたしまして、先ほど若園議員の質問にもありましたが、アスベストについてでございます。

現在、住民の環境での関心事の一番の問題は、アスベスト問題ではないでしょうか。私は、視点を変えて、アスベスト含有材料の一つである石綿セメント管についてお尋ねをいたします。

世界保健機関が策定している飲料水ガイドラインでは、動物実験において飲料水に含まれるアスベストから発がん率増加は認められないことから、飲料水中のアスベストについて、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないと結論づけられていますが、しかし、市民の皆さんの安全・安心を考えたときには不安な点が全くないのか。例えば、石綿管は耐震性に不安があると聞いておりますが、そのようなときでも本当に大丈夫か。そのような石綿管が、現在、瑞穂市においてどのくらい使用されているのか。平成15年度の瑞穂市水道事業報告書の中に、市内石綿管の使用箇所は2,242メートルとなっておりますが、今現在、残り全長と今後の整備計画はどのようになっておりますか。松野水道部長にお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 石綿管につきまして御答弁をさせていただきます。

石綿管につきましては、平成4年に改正されました水道水水質基準の検討時にアスベストの毒性を評価されましたが、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は低く、水道水中のアスベストの存在値は問題ないということであります。

また、そういう関係から、水質基準の改定は行われなかったことと、今、議員が言われました世界保健機関（WHO）が策定、公表しております飲料水の水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からは問題ないとされておりますが、配管材として、当初、穂積地区で3万9,047メートル、巢南地区では3,848メートルの、合わせて4万2,895メートルの石綿管が使用されておりましたが、昭和58年より道路改良及び下水道管埋設時にあわせて4万1,059メートルの布設がえを行ってまいりましたが、現在1,836メートルが残っており、市全体の管路網整備計画に基づき、順次整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。

部長にいま一度お尋ねをいたしたいのは、今答弁にありました「市全体の管路網整備計画に基づき、順次布設を行ってまいりたい」というお言葉でございましたが、そこら辺の具体的なところが見えてこないもので、そこら辺のところを教えてほしいという質問であったのと同様

に、石綿管の耐用年数は、平成13年3月30日に改正される以前の地方公営企業法施行規則にのっとるもので、25年間の使用期限であろうかと思われます。石綿管は昭和60年度から製造が中止され、使用がなされていないことを考えてみますと、もうこの近々に全管布設がえを行う年度になっておろうかと思いますが、そこら辺をあわせて、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 管路網の整備計画につきましては、当然これは議員御承知のように、15年に合併しまして、旧の巢南地区、穂積地区ということでございまして、全然連絡管が入っておりませんので、ここら辺を主体に考えたということと、旧の巢南地区の水源地の確保から入りまして、今、太い管路網の旧の巢南と穂積の連結をしながら進めていくということと、議員御指摘のように、石綿管の耐用年数も当然済んでおりますが、今現在残っておりますのが旧の県道跡、下畑地域でございますが、この地域と上牛牧地内、これは下犀川橋の関連でございますので、そこら辺の工事とあわせて、といいますのは、私どもが先行に布設がえを行うということはできませんし、また宝江地区につきましても、石綿管が非常に漏水が多かったということをかんがみて、これも合併以前に旧の穂積から墨俣町を經由して、今、プラント6ですが、あちらの方から水を回しておるという状況でございまして、あくまでも水道事業単独で水道の管を計画しても、上位計画があるところについては、上位計画に合わせながら進めるというのが私どもの計画でございまして、今、私が持っております計画では、平成22年、5年間で石綿管を全量入れかえられればということを考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 松野部長、明確に御返答をありがとうございました。

平成22年までに布設がえを行いたいということで、石綿管はその時点において瑞穂市からなくなるという認識であろうかと思えますけれども、それについて市長にお伺いいたします。

今、松野部長の方からは、水道事業の中において計画を持ってやっていくというお言葉ではありましたが、先ほど私の質問の中にも入れさせてもらいました世界保健機関の方におきましては、飲用に関しては特に問題がないという指針が出ておりますけれども、これを布設がえを行うときに、先ほど若園議員の御質問にもありましたように、工事に伴う切断、あるいは移設等々に伴っての被災が考えられる状況であるのではないかと推測されるんですけれども、そのようなことを考えたときに、市長としてこれを前倒して早急に改善、実行していくようなお考えはないでしょうか。よろしく答弁お願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） アスベストの被害というと何もかも全部だという、結構誇大になっているような感じも、私自身持ちます。使い場所、あるいは使い方によっては、それなりに耐えて

いける性格を持っているというふうに思うんです。そういう意味で、水道管なんかの場合のあ
あいう水の中での使い方というのは、今のWHOでも出しておりますような一つの基本的な考
え方も出ておりますので、私どもとしては、このアスベスト対策での緊急度ということであれ
ば、むしろ空気中に飛散をさせる問題が最優先かと、このように考えております。

いずれにいたしましても、石綿管は管理面でも、あるいは漏水とか、いろんなことを考えて
いきますと、できるだけ早く撤去した方がいいというか、なくした方がいいということは間違
いございませんので、そのあたりはいろんな機会をとらえながら、むしろ積極的なつけかえる
ということは考えていきたい、このように思います。

ただ、現在あるものをそれだけのために道路をひっくり返すということだけはちょっとどう
かなと、こんなふうに思っていますけど。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今の答弁の中に、そのためのだけに道路をひっくり返すのと言われる
のは、ちょっといささか心外であるかなというふうに思うんですけれども、やっぱり市民の安
全・安心にかかわる部分において、例えば時代において、過去、何十年か前にはアスベストの
問題等認識されておりました。また、過去、学校給食に使われておった食器、今ちょっ
と正式名称は記憶にございませんのであれですけれども、食器から出てくる溶解成分が性ホル
モンに影響を及ぼすんじゃないかということで議論になり、旧穂積町においても食器の問題等
で大分協議させていただいた記憶があるんですけれども、そのようなことで、やっぱり人体の
安全・安心にかかわる部分においては市民の不安をあおることもあろうかと思っております。市
長の御判断の中で、なるべく早く取りかえていただくよう切にお願いを申し上げます。

また、今、アスベスト問題にかかわっては、公の施設にかかわっての関心が高まっておるか
と思いますが、先ほど議員質問にもありましたように、民間のアスベストの使用をどのよう
にとらえるか。瑞穂市においても、ひょっとしたら民間企業、あるいは家屋の中にも使用がある
かもしれません。公の施設の問題だけをとらえて云々かんぬんをしておるんじゃないし、そう
いうもの等についても、瑞穂市から一日も早くなくなるようにするにはどうしたらいいかとい
うことを考えたときに、ほかの市町村に先駆けて民間でのアスベスト使用の調査の有無及び除
去工事に、瑞穂市木造住宅耐震診断助成事業及び瑞穂市木造住宅耐震診断補強工事補助金のよ
うに助成金を出すお考えは、市長、ないでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のアスベスト撤去について支援する施策をとったらどうかという御提
案、これは非常に表現は悪いかもしれませんが、おもしろい、価値のある提案だと思います。
それなりに一遍よく検討してみます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 早急にそのようなことを検討されて、市民の皆様の安心・安全にこたえていただきたく願いつつ、この質問を終わらせていただき、3 点目の質問に移らせていただきます。

災害時の連絡方法について、現在、有事の際には防災無線、FM 放送などを利用して広く市民の皆さんに連絡をしているわけですが、例えば地域の消防の連絡、各校区における不審者情報など、対象を限った連絡に携帯電話のシステムを活用できないか。

今現在、確認したところ、瑞穂市内においても南小学校 P T A がメールマガジン「さぎた便り」を発行して、大変有意義に活用されていると聞いております。しかし、このように大変便利なシステムも、現在のところ民間レベルでの活用でしかほかなりません。この機会にぜひ瑞穂市として採択して、より多くの市民の方々に活用できないかと考え提案させていただきます。これについていかがお考えか、市長公室長、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 携帯電話を使いました連絡手段、特に電子メールを使用した情報伝達システムにつきましては、現在、通信関連企業からさまざまなシステムが提供されておりまして、近隣自治体におきましてもそれらのシステムを採用しているところがございます。

特に学校関係の導入が顕著でありまして、岐阜市の小・中学校やら各務原市の一部の小・中学校ですと、携帯電話のメールを利用しまして、希望する保護者に災害時の自宅待機連絡情報やら不審者情報を流したりしているところがございます。

瑞穂市におきましても、先ほど議員申されましたけれども、南小学校で民間業者のシステムを使ったメール連絡を行いつつあるのを初めとしまして、本田小学校におきましても、この10 月から希望する保護者の携帯電話のメール連絡の方法を試行しておるところでございます。

さて、こうした携帯電話を利用しました情報伝達システムにつきましては、議員御指摘のとおり、行政情報の必要な情報を必要な方へという伝達について、十分活用ができる得るものと考えております。ただし、何万という量の個人のメールアドレスなどを市で管理していくというのは、なかなか難しいものがあるかと思えます。それで、例えば不審者情報でございますと、各校区の P T A の会長さんのメールアドレスを登録しておいていただき、そこから先は各 P T A 会員の連絡網、メール網を使っていただくようなことはどうかということを考えております。

いずれにしましても、示唆に富む指摘でございますので、今後、どのような活用ができるかを研究・調査してまいりたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今の答弁の中に、何万という量の個人メールのアドレスの管理は、行政の方で行うのはなかなか大変ではないか、その関係、各機関の長たる者をお願いをしたいというような答弁であったかと思いますが、例えば物の本によりますと、北海道あたりは北海道としまして560万道民皆様に呼びかけまして、登録をしていただいた方々に、津波、地震、雪、いろんな災害連絡をなさっているとのことでございます。月現在当たり1万3,000件のアクセスがあるということですが、これぐらい関心が高い案件、また560万という多くの道民に呼びかけてシステムを構築していても、大体2,800万円できると物の本にはあります。この瑞穂市が考えたときには、どれぐらいの費用、またどこまでを広げていくかということによって費用は違うかと思いますが、小田原市などは初期投資700万、年間維持管理400万ということで運用をなされているみたいです。これは、今現在においてP T Aの不審者情報等々の連絡が一番の活用かと思われませんが、私が思うに、この瑞穂市においては水害に苦しめられてきたまちでございます。河川の水位の状況、あるいはいろんな災害時における状況、また水野都市整備部長の所管においては、例えば道路の穴ぼこ一つがあるとか、いろんな問題等があったときに、そういうのを住民の皆様から携帯メールで送っていただいて、現場へ行くことなくその状況を把握して、どう対応したらよいか。今までですと、例えば紙、あるいは電話等での連絡で、現地確認をまずしてからということであったかと思いますが、2次元的に映像で見られれば、すぐ迅速な対応ができるのではないかと思います。そのようなことも考えて広く広域にいろんな部分での活用が望まれることでございますので、公室長のお言葉にございました、「調査・研究をしまいたい」というふうに言ってもらいましたので、一日も早く答えを出していただいて、市民の皆様には「安心・安全なまち瑞穂市」とうたえますように、努力をよろしく願います。3番目の質問は、これで終わらせていただきます。

4点目といたしまして、大学と地域商店街の連携についてを質問させていただきます。

地域商店街の発展を考えたとき、朝日大学との協力関係から今後の振興を考えられないかを提案させていただきたいと思えます。

例えば、大学在学学生に対し割引券を発行し、利用していただいたときには市がその差額を負担し、多くの大学生の方に市内においての買い物をしてもらえないか、提案させていただきます。市長、いかがお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは非常に難しい問題だと思います。まず第1番に、その割引券が使えるお店が、逆に言いますと、学生にとって魅力のあるまちなのかどうか。それから、逆に地域の活性化のためにそれが効果を出してくるのかどうかと、こういう受け手側の課題というものを十分にチェックしていかなければいけません。

それからもう一つは、今度はこの割引券を渡す対象をどう考えるか。現実の問題として、こ

の地域は各地からの若者たちが結構来てくれていますけれども、朝日大学の学生だけじゃないんですよ。要するに、周辺の大学の学生なんか随分瑞穂市の中のいろんな施設を利用しております。そのあたりを逆にどう考えるかということ。そうしますと、朝日大学の学生の生活を便利にするために割引券を出すのか、それからまた、その地域の活性化のためにそういう制度を使うのかということによって、結局、配布する対象もまた考えていかなければならないという問題が出てきます。

それからもう一つは、学生とか、そういう特定の集団だけにそういう待遇をすることが、逆に税で補てんするということであればいいのかどうかという問題も、もう一つ出てまいります。そういう点を全体を考えていきますと、今の御指摘の制度を採用するというのは非常に難しい問題であり、また逆に、極めて大きな課題が発生することでもあろうかと、このように考えますので、今の御提案につきましては、私自身としてはそれなりにもう少し調べてみてもいいと思いますけれども、正直なことを申し上げまして、慎重に対応しなければいけないんじゃないだろうかと、このように思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） まさしく市長言われますように、軽々に事を進めて、本当にその部分でよかったのか、市民の合意、コンセンサスは得られるのかということを見ると、おっしゃることはよくわかります。しかし、過日におきまして、市長にお忙しい中、御無理を願いまして、一緒に夜間の学生たち、若者たちの集っている場所を見ていただいたときに、市長がお感じになってもらいましたように、本当に瑞穂市においてはこの若者たちがある部分において経済を引っ張っていっておるんだなあ、またこういう部分もあるんだなあというふう認識していただけた、お話をしていただけた、本当にそういうところを見ていただけたということで私はうれしく感じておるわけですが、今、地域における朝日大学の学生は、この瑞穂市内の各校区活動におきましても、ごく一部の校区かもしれませんが、企画の段階から参画していただき、市民協働型といいますか、学生協働型といいますか、ともに働く部分で一緒に活動してござっております。彼らが来てくださることにより、やはり若い力を活用し、重い荷物一つ運ぶにも本当に迅速に運んでいただけた、また設営等も遅滞なく行っていただけた事実があるのも報告申し上げておきます。

そのようなことを考えたときに、朝日大学の学生さんにこの割引振興券等を出すことにより、瑞穂市にある朝日大学は、学生本分の勉強以外にも地域との連携、あるいは経済学部あたりの学生さんですと、生きた社会勉強ができるよ、こういうふうに学べるよということになり、生徒数がふえてくればサークル活動等も活発になり、そのサークル活動で交流等々で、先ほど市長がおっしゃられましたように、よその学生さんたちも多く来てくれるのではないのでしょうか。

市長がよくおっしゃられます、一つの仕掛けとしてという中においてはそれも一つの有効な手段ではないかと私は考えておりますので、市長が言われましたように、考えてみる余地はある、今ここでの即答は求めませんけれども、調査・研究を進めていただいて、瑞穂市の発展には朝日大学の学生さんの力も必要であるのではないかという認識に立っていただいて、今後、検討を進めてほしいと思います。この質問はこれで終わらせていただきます。

最後になりました。5点目でございます。児童にかかわる担当課の考え方について質問をさせていただきます。

児童にかかわる案件について行政に問い合わせをすると、例えば旧穂積地区においては、保育園児は市民部の児童高齢福祉課、小・中学生は教育委員会の学校教育課、学童保育に関するれば市長公室の政策推進課及び児童高齢福祉課、また障害のあるお子さんに関しては市民部の福祉課、母子及び父子家庭等医療費助成に関しては市民部の市民保険課と所管が分かれているようですが、保護者の立場から考えれば大変わかりにくく、不便この上なく感じられます。このようなことの解決に窓口の一本化を考えられないか、お伺いしたいと思います。まず、担当課であります教育委員会の教育長に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 子供にかかわる担当課ということについての御質問でございますが、今、議員お話しをいただきましたように、子供にかかわる行政的な内容、あるいは分野というものは、まさに今挙げていただいたように、非常に多岐多彩にわたっているというのは確かなことでございます。例えば、今話がありましたように、幼稚園、小学校、中学校の教育指導ということになれば、当然教育にかかわる教育委員会そのもの、例えば子供の病気とか、あるいは健康ということになれば医療、あるいは保健衛生にかかわる担当課、児童福祉にかかわれば福祉にかかわる担当課、例えば通学路ということになれば、当然教育委員会もかかわりますけれども、都市整備の方の担当課にもかかわっていただかなくてはならない。そういった点からいいますと、まさに窓口は幾つもあるということになるわけでございますが、現行の行政組織についての考え方がさまざまあるかと思えます。さまざまな行政組織の仕組み方というのがあるかと思えますが、今現在、一番基本になっているのは、それぞれの専門分野ごとに役割を分担していると。そして、各担当分野のそれぞれの専門的な立場から、こちらから重ね、こちらから重ね、こちらから重ね、こちらから重ねと、まさに子供にかかわる行政の全体像というのがそういった形で形づくられているというふうに思っております。仮に子供という立場で横断的に課を一本化した場合、窓口は一本になる、このメリットはあろうかと思えますが、では、実際それぞれの専門スタッフをすべてその担当課に取りそろえて、その担当課ですべて一から十までその内容を集結させる仕組みというのは、実質非常に難しいことだろうということを思っております。仮にある窓口をつくったとしても、実際的には窓口で受け付けた内容を各

専門的な立場のところ割り振りをしながら、そこで問題解決をしていくということが実際の姿になるかということをおもっています。

いずれにしても、各専門分野の責任ある対応と各専門分野間の連携、これを考えながら進めていく、それが一つのあり方であろうというふうにおもっています。特にそういった点で、連携関係で申しますと、難しい視点は幾つかあるわけですが、例えば幼児教育にかかわること、これは幼児教育と言いますが、二つの側面があります。乳幼児そのものを教育するという側面と、乳幼児の親御さんを教育していくといった側面、これにかかわりましても、実質今、教育委員会と市民部、市長の部局の方と両方でやっておるわけですが、それから児童福祉にかかわること、これはまさに今、市民部の方で担当していただいておりますが、児童福祉にかかわることすべてを今度は教育委員会の方へ持ち込んでくるということになると、これはまた難しい問題があるかということをおもっています。

それから、この市ではうまく進み始めたと思っておりますが、3点目には、青少年健全育成の問題、市町によっては市長の部局で担当しているところもございますが、瑞穂市においては教育委員会で担当、福祉担当ということで昨年度、その立ち上げもさせていただいたところがございます。そういった点では一面動きやすい、そんな組織になっておると思っております。

物事を一本で考えていく、一本化していくということは、一つの行政手法として一つの大きな視点だろうということをおもっています。でも、今度は逆に、一本ではない、幾つかがあって、幾つかでまた重ねていくというのも一つの行政手法であろうかということをおもいます。それには、それぞれ一長一短がある。一本化していった場合には、メリットがある一方で、幾つかあれば、市民の方々からすれば、今度は幾つかの選択肢があるというような、そんなメリットも時には出てくる。そんな立場で、今、教育委員会の立場でどういう方向ということまで、私、申し上げられないわけですが、一応その担当課に関する教育委員会としての見解、以上述べさせていただきました。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 教育委員会の長としての教育長でのお立場での答弁を聞かせていただきました。しかし、部局においての考え方以前に、市民の利便性、あるいは要望にこたえるというときには、その縦割り行政を、主張とまでは言いませんけれども、説明されるのではなく、やはり市民の方が来たときに、ある窓口ですべての用が済む、それはすごく横着い言い方もしれません。すべての用、例えば引っ越してみえたときに、住民登録から保険から学校関係等々、水道まで全部終わるか、そんなことを申し上げておるのではございません。例えば、子供にかかわる部分においては、あるところへ行けばすべて集約してしまって、そこで100%の答えを導き出してくれということをおもっているのではございません。

この間、ある部課署を見ておったところ、お客様がお見えになりました。そちらへ行って用を話されたところ、係が違うということであそこへ行ってくださいということをおっしゃられたらしく、私が在席しておったところにお見えになりました。そのときに、その担当の方の対応がいかに事務的であった。それは先ほどあなたが行かれたところの担当課の勘違いであるから、ここではやるわけにいかん、そっちへ行ってもう一遍話をしてくれというような回答でした。私は見ておって、そのお客様が帰られた後に、ちょっとひどいんじゃない、民間企業であれば、ああ、そうですか、こちらへと言われましたか、ちょっとお待ちください。あなた様の用件、こちらで承ることはちょっとあれかもしれませんので確認しますと言って、庁内電話等を使い連絡をし合い、今度こそ間違いのないところへ行っていただくようにするのが行政サービスではないでしょうか。いや、うちやないで知らんよ、向こうへ行けばいいよ、よく目にします。

保育園のことを聞きに教育委員会の方へ来たんやけど、違うで穂積庁舎へ行ってくれと言われた。穂積庁舎へ行って話をした。その後、そうや、お兄ちゃんは小学校やった、今度どこで話するんですか。いや、巢南庁舎、さっきの教育委員会です。本当にこれが「たらい回し」と言われる言葉ではないでしょうか。そうしたときに、例えばそういう連携を、教育長がおっしゃられたようにしっかりとってあるのであれば、そういう不満も出ないかと思います。しかし、現実においては、学童保育一つとりましても、教育委員会で学校施設を開放していただいをお願いしたいということであっても、それはうちの担当所管であるのかないのか、ややもすると政策推進課の方でやっておる案件であるのでそちらへ行ってください。聞いておる人にしたら、かかわる子供は1人でありますので、瑞穂市行政ということに対して一緒なんですよ。あっちへ行ってくれ、こっちへ行ってくれと言われたときには、本当に戸惑うだけではないかと思うんです。

それで、私、さっき言いました。穂積地区におきましてはと言いましたのは、巢南分庁舎の方におきましては、割と親切にそこら辺のことをクリアしてくださって、市民窓口課の方で対応してくださっておると聞いております。そんなようなことをかんがみますと、子育て支援課という、そこで一本に、すべて答えを出せなくても、交通整理をできる人員が1名でも2名でも結構でございます。その案件については賜りましたので、私、適切に処理しておきますので、またこちらへ来てくださいと言えるような、教育部局と市長部局が垣根を超えて、手を取り合っているような部局が設置できないか。市長、いかがお考えでしょうか。よろしく願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は非常に厳しい御指摘かと思えます。現実、私ども合併のときに考えたことは、今の巢南庁舎の市民窓口課なんですよ。だから、私どもは市民の皆さんには、

お店じゃないんですけれども、ワンストップショッピングじゃないけれども、ワンストップで、難しいことは別にしまして、簡易なことは対応できるようにしていくというのが基本的な考え方で、その意味でこの本庁舎の方の窓口は、どちらかというとその点がちょっと弱くなっているかなという印象は正直言って持っています。それで、この点につきましては、私が絶えず言っていることでございます。ここでは、そういうケースがあったという御指摘に対しては、私の指導が不適切であるということでおわびを申し上げておく以外に方法はないと思いますけれども、基本的にはそういう方向で、全体の行政の仕事のやり方というのを組み立てていこうという考え方であるということだけは御理解いただきたいと、このように思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 市長から今そういうふうに、職員に対する指導の至らなさを本当に真摯に陳謝いただいたわけではあります。私の言っておることは、例えば子供窓口をつくれないうかということが一番今回の質問の主題でございます。そこらを感じておるといふ答弁もあろうかと思っておりますけれども、やる気を持って考えられるのかどうなのか、やっぱり今までどおりの現状であるのかどうか、そこら辺の根本をお聞きしたいわけでございますので、再度の答弁をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 子育てについて単独で一つのポジションを立てられないかという御指摘ですけれども、これははっきり言いまして事務的な中継、つなぎをするだけの業務のほかはできないポジションになりますので、私はたらい回しにならないように、現在の組織の中で十分に対応していくということが大事じゃないかと、このように思います。

ですから、ある課で御相談を受けたときに、その課で直接自分の担当のことは、当然そこで処理できますけれども、ほかの課の問題につきましては、非常に簡易なものであれば、そこで御相談に乗って、それなりの御返事、あるいは対応ができるようにということが必要かと、このように考えます。

ですから、改めて単独でその組織を立てるといふことじゃなしに、今の組織の中で仕事のやり方を見直すということに対応していきたいと、このように思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 今の答弁を私なりにそしゃくいたしますと、担当課窓口において自分の所管以外のことでも真摯に受けとめて行政サービスの向上を図ろう、それを指導徹底しようという言葉であったようにとらえました。私も市民、議員の一員として、窓口を今後ともよく見させていただいて、それが徹底されておるかどうかわかり見させていただきたいと思っております。

また、今現在、瑞穂市においてはアウトソーシングとしまして行政の事務委託を進めておる最中ではないかと思っております。瑞穂市において本当にアウトソーシングで民間業者に仕事を出していくことが適切なのかどうか、行政評価等を考えて本当に大丈夫なのか。効率化の名のもとに行つてよいことと悪いことが、私はあるように思います。やはり公の部分で、お金を考えずに住民の負託にこたえるべく、本当にサービスの低下を招かないようにやつていけるのか。今の質問をとらえて、12月議会に行政評価システム等を考えての質問をさせていただこうと思つたので、市長、この後2ヵ月間、職員の皆様により一層努力を申し上げるようにお伝えください。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

議長（土屋勝義君） ここで、議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 小寺 徹君の発言を許します。

小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺でございます。

市政に対する一般質問を行います。3点にわたつて一般質問を行わせていただきます。

まず第1点は、ぎふクリーン農業について、瑞穂市の支援をどのようにしていくかについて質問をいたします。

今、多くの市民は、農業に対して安全・安心・健康を求めています。この要望にこたえて、岐阜県は堆肥等を適正に使用した土づくりを基本にして、従来の栽培と比べて化学合成の農薬、さらに化学肥料をそれぞれ30%以上削減する栽培方法として、「ぎふクリーン農業」と銘打つて、今推進をしております。このクリーン農業に対して瑞穂市としてはどのような見解を持つてみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

2問以下は質問席でさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 農産物に対する消費者ニーズは、安全・安心・健康へと移り変わりつつあります。一方、農業生産においては環境への負荷を配慮した栽培方法が求められ、今後は生産性と環境との調和を図つた農業生産をしていく必要があります。

瑞穂市では、堆肥等を適正に使用した土づくりを基本とした、従来の栽培に比べ化学合成農薬、化学肥料をそれぞれ30%以上削減した栽培方法であるぎふクリーン農業の取り組みに対しては、現在も支援をしており、今後も推進していきます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 瑞穂市としては、このぎふクリーン農業を評価し、さらに今後支援をしていくという回答をいただきました。それで、今、瑞穂市の柿振興会、私も生産者の一員として振興会に加入しておりますが、18年度からこのぎふクリーン農業の栽培を実施するというので、今年度は試行的にその栽培方法を実施しております。そういう中で、ことしの場合でもその栽培を行っていく上で、30%の農薬の散布を削減するということを実施いたしました。それで、その削減する方法として、殺虫剤をことしは2回、回数を削減したわけでございます。殺虫剤を削減するには害虫をふやさないという方法をとらなければなりません。そのためにフェロモン剤というのを使いまして、その害虫が生殖活動をできないように混乱させてふやすのをとめると、そういうことを行うわけであります。そのフェロモン剤をやらなければ害虫被害を食うわけであります。そういう点で、そのフェロモン剤に対する支援が必要じゃないかということをお私に考えております。

そういう点で、岐阜県が今推奨しておりまして、岐阜県も来年度に向けて、このフェロモン剤に対する支援、要するにそのフェロモン剤を買うときの何割かを支援するというようなことを予算化するようにということで、今、担当の部局の方が動いておるということを聞いております。そのことを瑞穂市として掌握してみえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） フェロモン剤の使用につきましては私の方も把握しておりまして、県のクリーン農業の生産促進型ということで、このメニューの中でありまして、我々も生産団体を含めまして、御要望が多分あると思いますが、これにつきましては来年度から、できれば導入していきたいと考えています。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それで、県の方もこれから予算を確実にしていくということで、これから予算折衝なんかもあると思うわけです。今、本巣市で、糸貫の振興会はことしから実施しております。真正の振興会は、瑞穂市と一緒に来年度からということで目指しておりまして、来年度は旧本巣郡内の振興会がほとんど足並みをそろってやっていくということになるわけでございますので、ぜひひとつ県が予算化をできるように、本巣市とも協力し、また各振興会とも協力して、県の方へ確実にできるように働きかけをしていただきたいと思います。そういう方向で働きかけをされるという意思があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 先ほども言ったように、やっぱり安全・安心ということを考えれば、瑞穂市も本巣、糸貫等と一緒に県の補助金を取れるような形で推進していきたいと思っ

ております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ力を合わせて県へ働きかけをし、実現するようにお願いをしたいと思ひますし、そして県が実現したら、その中でまた瑞穂市独自として瑞穂市の支援分も、大体今までの支援ですと、県が3分の1、瑞穂市が3分の1、生産者が3分の1というのが補助対象の大体の基準だと思うんですが、そういう方向を実現できるように努力をしてほしいと思ひますが、その辺についてどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 現在、イチゴの方でやっておりますこともございますので、その補助率等も考慮しながら、農業に対する公平性と生産者の努力というものもお考えいただきながら、市として適正な補助をしていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ただいまの答弁で、県の方での実現と、さらにそれが実現すれば瑞穂市もしていただくという回答だったということを理解いたしまして、次に2点目に移ります。

2点目は、下水道事業の現状と、今後どのように事業を進めていくかということについて質問をしたいと思ひます。

下水道事業は、健康で住みよい、清潔で快適で文化的な生活環境を確保する、あわせて河川等の公共用水の水質確保を図るという点で、市民の生活に欠くことのできない基幹的な瑞穂市の事業だと考えます。しかし、瑞穂市の下水道の普及率は、平成15年度末の実績を見てみますと、公共下水道が8.6%、農業集落排水が1.2%、浄化槽が31.6%、合計しまして41.4%ということで、15年度末の県下80自治体の中で69位であるということで、非常に普及率が低いところにランクをされておるのが現状でございます。

それでお尋ねしますが、現在、瑞穂市として事業を進行中のコミュニティ・プラント、さらには特定環境保全公共下水道の二つの事業を進捗中でありますが、これらの事業の現在の面整備率、これは17年度の工事が一応完了したということを見込んで何%ぐらいになるのか。さらに水洗化率、これは17年度の8月現在でどのくらいになっておるか、お尋ねをしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 面整備率から申し上げますと、コミュニティ・プラントにつきましては、今年度末で100%でございます。特環につきましては、117.08ヘクタールで88.03%でございます。

水洗化率につきましては、接続率、逆に言えば区域内の世帯が何世帯から入らないと、水洗化につきましては合併浄化槽も入りますので、コミュニティ・プラントにつきましては、区域内に 1,372世帯のうちで 375世帯、1,251人、27.33%、特環につきましては 1,190世帯のうちで 569世帯、1,852人、47.82%でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 面整備率から見ますと、ほぼ今年度で事業は完了するという状況であります。下水道事業ですから、継続して事業を進めていくということが必要だと思っております。合併のときの新市計画の中での下水道についての方向としては、このように書いてあるんですね。「美しい河川の水質を保全するとともに快適な生活環境を形成するために、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、コミュニティ・プラント整備事業など、各地域の状況や将来の見通しなどを勘案しつつ、見直しを含めて効率的な下水道整備を進めます」ということで新市計画としては書いております。合併して2年半たっておるんですが、このように今まで行った事業が完了に近づいておる、次どうするかということが今の瑞穂市の下水道事業としての課題ではないかと思えます。そういう点で、今後の下水道事業をどうしていくかということが検討に入っているのかどうか。また、検討に入っているなら、どのような機関で検討がされておるのか。検討に付されているなら、検討の到達点はどの辺まで行っておるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） ただいま検討しておりますのは、下水道事業につきましては、一たん着手すれば建設費に係る償還のみならず、永久的に維持管理費が必要となります。一般会計への長期負担を強いることになるため、近年、財政状況の悪化や健全財政運営の観点から、下水道事業に安易に着手する自治体が少なくなっているのが現状であり、国は全国的に少なくなってきた生活排水処理事業を推進するため、各種法令や補助制度を見直している段階でございます。今は国の動向と内容を調査・研究しながら、汚水処理計画全体を検討しなければならないと思っております。

今年度につきましては、内閣府から出されました構造改革特区、地域再生計画の汚水処理施設整備交付金制度の活用を念頭に、市全体の生活排水処理整備計画を策定し、その一部としての集合処理及び単独処理を検討しております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ちょっとようわからんのですが、要するに、現在二つの事業が完成したら、またすぐに見直して総合的な下水道事業を行っていくように検討しておると。そ

れはお金のことがあるので、お金の見通しもつけながらやっていくと、そんなようなことなかね、今言われたの。難しいことを言われたのでわからんのですけれども、大体。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） ただいま申し上げましたのは構造改革特区、まずもって污水处理をどう考えるべきかということと、過去、国交省と農林水産省、環境省の3省が自分のところの下水事業という格好で取り組んでおりました。私どもも、今申し上げましたように、国交省で内示をいただいて事業を進める、また環境省から内示をしていただいて仕事を進めておるのが現状でございましたが、今後はこの3省が一つになりまして、この污水处理を3省が合同で取り組むという格好で、内閣府がそれを取りまとめるという格好で、補助金から交付金になったということと、この交付金の額につきましては、旧の補助率をそのまま適用する。

それと、この特区の一番目玉と申し上げますか、それは5年間でこのまちが水洗化を何%にしたい。私どもは、今40何%の水洗化率を、5年間で60なり65、その目標を設定して、各省庁間の、今までであれば入札をやって余ったお金をお返ししておったんですが、それを流用できる。というのは、どの事業にも充てられるという特区という格好の考えが出てきまして、それについて今研究しております。といいますのは、単独で公共下水の予算を見ますと、前年対比で86%、流域につきましては70%台に行きまして、だんだんこれが下がってくる。というのは、前に答弁申し上げましたように、単独で公共下水一本だけで行くという町村が非常に少なくなってきておるということでございますので、今研究しておりますのは、地域再生計画の中で污水处理をどう考えるべきかということを考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁では特区を適用できないかどうかと、そうすると今までのいろんな規制が、縦割りの行政がなくなってやりやすくなるという利面がその中から出てこないかどうかということの研究し、それを適用できるかどうかを研究しておるということですね。そういう点では、そういうことを研究しておるのは水道の中の下水道課でやられるのか、下水道審議会というのがある、そういう中で論議されて、それがさらに具体的にずうっとなってくるのか。どこら辺でどういうふうにそれが具体的に、ずうっと議会や市民の中にそういうことが目に映ってくるのか、どのぐらいの段階でどういうふうになってくるのか、そこら辺のスケジュールはどうなっておるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 大体今年度中にこの案を取りまとめていきたいと思っておりますし、特にこれ思いましたのは、管渠が非常に長い。移送費が非常に高くなっておりますので、そこら辺を加味しながら、前にも申し上げましたように、集合処理と合併単独処理をいかに組み合

わせるかによって効率化を図っていきたいということを考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それを検討していく場合に、今、瑞穂市の場合に、普通の大きな事業ですとコミュニティ・プラントという事業をやっている、これは環境省ですか。それから特定環境保全公共下水道事業でやっている、これはもとの建設省ですね、やっているということで、そういういろいろあったということはわかるんです。そういう点で、これをどう評価して、今後、どの道がいいのかということを示していく必要があるのではないかと、今後の計画を立てるときには。そこら辺で、この事業がこういう完結の方向に向かっておるときに対しても、おのに対する評価はどのようにされてみえるのか、お願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 各事業の総括でございますが、コミュニティ・プラントにつきましては、総事業費55億 8,000万の予定で平成13年度より着手し、平成15年4月に供用開始をし、今年度で整備が完了いたします。当初計画より脱水機及び市道の一部を伏せ工としたこと、また駅西会館の見直しを含め事業費の削減を図り、今年度終了時点で40億 5,000万円と見込んでおります。

特環につきましては、総事業費を69億とし、平成9年より着手し、平成16年4月、1期工事が完成し、一部供用を開始しております。現在、第2期工事となる水処理施設及び電気設備を建設中であります。今後につきましては、高度処理設備の整備も含め、現計画どおりの事業費で事業が完了するものと見込んでおります。

平成15年4月に供用開始しましたアクアパーク別府は、平成17年9月末現在 1,211人、接続件数 375件で、計画人口 6,350人の19.7%、汚水量にして1日 514トンで、稼働率 17.92%であります。アクアパークすなみにつきましては、平成16年4月に供用開始をし、平成17年9月末現在 1,852人、接続件数 569件で、計画人口 5,800人の 31.93%、汚水量にして1日 524立方メートルで、稼働率 43.12%であります。

両施設とも施設能力に対する接続率は低く、特にアクアパーク別府につきましては、平成4年、第3次総合計画策定のためのアンケート調査によりますと、生活環境の整備を優先したまちづくりが30.6%で第1位であり、さらに、特に力を入れて整備すべき事業分野では30.5%で、下水道の整備が5位でありました。また、第4次総では、最も重点的に取り組んでほしい施策として、下水道、排水処理施設の整備が40.8%と、住民要望としては1番でありました。これに伴いまして、平成13年度より別府より着手しましたが、供用開始2年6ヵ月で稼働率18%弱と、全く有効利用されていないのが現状であります。

下水道使用料金を設定するに当たり、建設費及び起債償還は別としても、施設の維持管理費

分はその利用者で負担してもらうこと、また合併浄化槽の維持管理費を上回らない程度を参考に決定をしております。この接続率低下による不足分は、一般会計より毎年繰出金で賄っていかなければなりません。しかし両施設とも、アクアパーク別府、目標年次は平成26年で 6,350人、現在 3,869人、アクアパークすなみ、目標年次は平成27年で 5,800人、現在 4,190人と、将来人口を見込んだ処理施設であります。現在、瑞穂市では第1次総合計画及び都市計画マスタープランを作成中であることから、土地利用計画、人口動態見込み等を、下水道計画の根源となる上位計画が決められようとしております。計画所見が大きく変更になり、処理区域内の将来計画人口が大幅に変わる場合は、現処理区域の拡大を含め見直しを行わなければならないと考えておりますが、現時点では供用開始後3年以内と間もないこともあり、接続状況及び人口動態を眺めているのが現状であります。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 評価、総括を言ってくれと言ったんですけど、なかなか現状を言われただけで、まだそこまでしていないということなのかどうか分かりませんが、数字だけで言えば、接続率がコミュニティは非常に悪いと。先に始めても19.7%、特環は31.9%、1年遅く始めても接続率が多いということは、一つの手法の反映かなということも思いますが、そういう点で、今後の下水道計画に対して、これの評価が非常に大事だと思うんですね。どういう事業で今後進めていくかということを決めていくことになると思いますので、議会も、今、下水道整備促進特別委員会というのをつくっておりますので、その論議も含め、さらに一緒になって、特区の方法も今検討されておりますので、その方法も含めて、一遍議会とあわせて特別委員会でも論議ができるように議論の材料を提供してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） ただいまの件でございますが、産業建設の方には一回お話をしまして、これが終わりました段階でございますので、今度は特別委員会の方にもお話をさせていただきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） このような現状の中で、旧巢南町の中地区の四つの自治会の方から、下水道事業を早期に実施してほしいという要望書が市長と議長に提出をされております。このような要望をどのように受けとめられるか。さらに、事業計画をするときには、この要望に対してどのようにこたえていこうとしてみえるのか、市長の答弁をお願いしたいと思いますが、市長、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、見直しを進めております。ですから、この見直しの中で検討していく事項ですけれども、そういう意味では中地区という物の考え方は、私はもうしない方がいいというふうに思っています。あれは前は行政界の関係で、結局、中地区という物の考え方。それともう一つは、現在稼働しております特環が、将来の伸びを考えての対象人口というものをセッティングしてありますが、それも結局、その当時の計画どおりに人口というものは見込めるかどうかと、その辺の見直しということで、現在の特環の地域も見直していかなきゃならないということですので、全面的な見直しの検討になりますので、地域の皆さんからの御要望は、前の巢南町時代の一つの構想に基づいて提案をいただいておりますけれども、それを中地区等ということじゃなしに、瑞穂市として下水をどう考えるか。そしてまた、そのときに今の地区をどう考えるかというような考え方で見ていきたいと、このように考えておりますので、そういう枠に縛られないで考えていきたいということで御理解いただきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） この4自治会の要望も、流れは巢南町時代の下水道事業計画の中で、次は中だということの意識の中から期待し、早くやってほしいと、そういう意思であるということでございますので、その方法等について見直しの段階の中でも、そういう早くやってほしいという意思があるぞということをぜひ心にとめていただいて、事業計画の見直しのときに検討してほしいということを要望しておきまして下水道問題については終わります。

次に、給食センターの建設と運営方法についてでございますが、給食センターの建設用地を購入するということで、今議会にも購入の方法についての手続の議案が提出されております。それで、具体的には堀越の跡地を約1万1,000平米ほど買うということで今進められておりますが、この辺で買うという方向へ進めておる段階で、今、地元で給食センターが建つんでないかということが伝わり、地元から給食センター反対の意見が署名として出ております。これに対する対応はどうなっておるのか。教育委員会の方で対応してみえるなら、教育委員会、ひとつよろしく答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） それじゃあ、お答えします。

給食センターの建設反対の趣意書ということで地元、特に堀越紡績の南側の旧の道三めんですかね、あそこへ50戸ぐらい家が建ったそうですが、あそこの方の方から趣意書が出ております。

せんだって、実はお会いしまして、ちょっとお話をしてきました。今後、建てる地元要望とありますが、説明会をやってほしければ私の方はやりますよということをおっしゃいましたし、

出てきました内容の中で、特に水質汚染だとか臭気、排出物に群がる害虫、有害大気汚染、交通問題等々、これはほとんど設計の中で慎重に取り組めばそんなに問題になる問題ではないというふうに考えておりますので、そのことも踏まえてお話をさせていただきましたし、もし地元の方でも要望があれば、自治会長さんと御相談の上、私の方へ申し出てくださると、その中でそのことをお話ししていきたいということで話は終わっております。そういうことで、要望があれば説明に出ていくよというスタンスでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ地元で説明会を開いていただいて、納得をしていただいてから建設の準備にかかってほしいと思います。そういう点で建設の準備の段階で、1万1,000平米の中で構想として、今、給食センターに何平米ぐらいで、どういう設置をするか。駐車場とか、ハリヨの池がありますね、その配置の構想というのは大体まとまっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 配置計画でございますが、まだあまり具体的には立っておりませんが、取得面積が1万1,330.5平方メートルのうち、市の指定の天然記念物ハリヨの生息地というのが従来からありますので、それが敷地の西南の位置にあります。このまま残していきたいと思っております。現在なくなってしまいましたが、従来建ってありました工場の跡地の部分に給食センターと附属屋、車庫を配置して、南側に若干変形な部分もありますので、そのあたりを駐車場に利用していきたいと。大ざっぱな考えだけでございます、現段階では。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 市長にお尋ねするんですが、9月の敬老祝賀会のときに十九条の敬老祝賀会へ市長が参加されたときに、地元からゲートボール場が欲しいとかどうかといういろんな意見が出て、そのときに市長は、この給食センターにゲートボール場を建てるのもいいなあというような発言をされたやに聞いておりますが、そういうことを十九条の敬老祝賀会のときに言われたのかどうか、ちょっと確認したいと思いますが、どうでしょう。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 十九条の敬老会にお邪魔したときに、ゲートボールをやる場所が近くに欲しいというよりも、公園が近くに欲しいというお話がありました。それで、前の感覚からだと、巢南町の敷地だから、こちらとしては視野に入らないけれども、今の時点から言うとそれは関係なくなっちゃうので、あそこに今度ハリヨの池もそのまま残すし、それなりに整備していきたいと思っているから、そこにそういうスペースを設けるということも一つの考え方とし

てはできるわなと、こういうことは申し上げました。ですけど、全体の計画をしていく中で、またこれも非常に議論の分かれるところですけども、ゲートボール場にするのがいいのか公園にするのがいいのかというような議論がまた始まるだろうと、このように思っています。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そんなようなこともいいわなという軽い気持ちなのかどうか、ようわかりませんが、地元へのサービスの発言なのかわかりませんが、そういうことは教育委員会はお聞きになっていますか、市長から。

議長（土屋勝義君） 教育次長。

教育次長（福野 正君） きょうがまだ初めてでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そういう発言をすると、地元は非常に期待をされてしまいますので、案が固まってから発言すべきじゃないかなということをお私に思いますので、こんなような軽い気持ちで言われて、できるかどうかまだわからんぞというような内容なのかどうか、その発言内容は。そこら辺は、よしつくるぞというところなのか、市長の発言のそこら辺の意思はどうなんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 非常に変形した土地ですので、まず第1番に入るか入らんかはきちっと見ないと一概に言えないわけですけども、私自身としては、つくれるものなら設けてあげたいと、このように思っています。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） いろいろ状況を見ながらということだと思いますので、私もそういう面積が十分あればいいかなと思うんですけども、そういう点は、ぜひひとつもっとよく今後検討をして、地元の意見も聞き、教育委員会の給食センター施設の配置等も含めた中で、ぜひひとつ検討してほしいと思います。

2点目に、給食センター建設の事業費というのは、どのくらいの事業費を予定してみえるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 事業費は、まだ今の段階では設計にも入っておりませんのでわかっておりません。ただし、平成14年3月に完成しました瑞浪市の給食センターでございますが、これは5,000食です。うちの予定しておるよりも少ないんですが、5,000食の能力であるところは

約13億かかっておりますし、平成15年3月に完成しました愛知県の三好町、これは7,000食です。ちょうどちと同じぐらいのところでございますが、約14億かかっております。瑞穂市の場合は、今言いましたように7,000食の処理能力の給食センターを計画しております。その程度です。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それでは給食センターについて最後ですが、給食センターの運営について、前の議会でも私は質問をいたしました。今年度じゅうに運営の方法を討論し、方向を見出していくということでの答弁だったんですが、今、検討されてどこら辺までの状況になっておるのかお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 現時点では公設・公営方式で参りたいと考えております。ただし、調理業務とか給食の配送業務については、業務内容によって民間導入、要はアウトソーシングがかけられるものがあるかどうかということ視野に入れて検討してまいりたいと考えています。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 給食センターの基本的な業務、特に調理が基本だと思うんですが、これは公設・公営でやっていくという答弁として理解をいたします。

さらに、瑞浪の給食センターへ、私たち前の総務委員会のと看に視察に行ったときも、瑞浪の給食センターの所長は、給食も教育の一環だと。そういう点では公設・公営が必要だという認識で私たちもやっておるというようなことを発言されておりましたし、ぜひひとつそういう立場で、公設・公営で児童の給食には市が責任持っていくという立場でやっていかれることを要望いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後1時15分より再開をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時16分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番、翔の会の安藤由庸でございます。

事前に一般質問を通告してありますので、通告に従いまして一般質問を行います。

通告してあります質問は2点ございまして、一括して質問をいたしますので、執行部におかれましては、一括して御答弁をくださいますようお願いを申し上げます。なお、不明な点につきましては、午前中の各議員の形式に従いまして詳細を詰めていきたいと思っております。

まず第1点でございますけれども、犀川堤外地に開店をいたしましたプラント6は、連日大変なお客でにぎわっておるお店というふうに見ておりますけれども、この建物の西側に「行政情報コーナー」という名前をつけた一角が設けられております。現実、この場所へ行きますと、当瑞穂市、それから隣の安八町、墨俣町の1市2町が発行いたします広報紙が置かれておりまして、それ以外に各自治体の発行するチラシが置かれていると。それ以外にはテーブルといす、それから各自治体を象徴するようなパネルが1枚ずつ置かれているということで、いかにもこれはチラシ、広報も行政情報といえれば行政情報なんですけれども、わざわざそんな一角を設けて置いておくような状況ではないだろうというふうに考えられるわけでありまして。

この行政情報コーナーは、開店からまだしばらくと申しますか、これまでの時間が短いので暫定的な利用かという考え方もできますけれども、仮にそうであったとするならば、今後、この場所をどのようにして利用していく考え方があるのか、設置の経緯も含めましてお答えをいただきたいというふうに考えております。

2点目でありまして、穂積駅の待合所についてであります。

現在、御存じのようにエレベーターの設置工事ということで、これまで1階入り口のところにありました待合室がなくなっているわけでありまして。エレベーターの設置工事が完了した暁には、この待合室が復活するのかということをお尋ねしたところ、「わかりません」という答えがありました。そうしましたところ、各議員に配られております、これは産業建設常任委員会でも配られた資料らしいんですが、駅の改良後の図面、これを見ますと待合室がないということでありまして。どうもこれは感覚的にそう思っているだけかもしれませんが、待合室がないというのもいささか駅としては不便な状況になるのではないかなというふうに考えておりますので、これにかわる施設、そういったものを近所に設置することはできないかということでありまして。

以上2点でありますので、よろしくお答えをくださいますようお願いを申し上げます。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） プラント6の行政情報コーナーの件でございますけれども、このプラント6内の行政情報コーナーは、株式会社プラントの御厚意でこのコーナーが設置されたものでございます。現在のところ、議員御指摘のように、安八、墨俣、それから瑞穂市と共同で、広報紙、それからイベント等のパンフレットを置いておりますが、現在、有効的な活用とは思っておりません。今後、墨俣町が大垣市と合併するというところでございますので、そこらとも検討しがてら効果的な活用を考えてまいりたいと思っております。

現在、その他の利用としまして、岐阜北の社会保険事務所が8月に年金相談を開催されました。偶数月、10月、12月、2月、4月ということで5回の年金相談を予定しておられます。これら相談の活用方法をこれからもとっていったらどうかと思うわけですが、例えば議員のやってみえるような社会保険労務士の年金相談とか、介護の相談、それから司法書士による登記の相談とか、税理士による税金問題の相談というようなのも考えられますので、そこら辺も設置者のプラントと協議しがてら進めてまいりたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方につきましては、先般、安藤議員からも今言われたように、計画の平面図の配付をしました。その中で待合所はなくなっております。JR東海の設計段階においてエレベーターの配置につきましては、プラットホームとの関係と利用面から現在の位置しかなく、さらに多目的トイレの新設等により待合室スペースがなくなり、設置は不可能とのことです。穂積駅は、時間当たり平均4本の運行で、比較的待ち時間が短く、ホームのベンチ、大体30席ございますが、でお願いしたいとのことでした。

また、付近にできないかということですが、JRの方の見解は、やはり職員の目の届くところでないとちょっと不可能かなということをお伺いしております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 青木市長公室長、それから水野部長、御答弁ありがとうございます。

まず、プラント6の行政情報コーナーの利用ということで改めてお伺いをしたいところでもありますけれども、今の答弁にありましたようにプラント側の厚意による設置であると、それから現在のところは有効的な活用はされていないという考え方であるという点、それから岐阜北社会保険事務所が偶数月に年金相談等を行っている、それから司法書士、その他の相談業務に使うということも検討するというお答えでありましたが、そうなりますと、そこを実際に借りております当瑞穂市は、そこを広報紙の設置場所にしか使わないというようなことにも聞こえるんですが、であるならば、あそこはちょうど入り口が三つありますので、南二つ、西一つということで、その入り口を借りても市としてはいいんじゃないかということにも見受けられるというような考え方にもなるかと思うわけであります。

今、その中には、あそこの設置までに至るいきさつ、経緯というものはちょっとお話をいただけなかったんですが、まずそこをひとつ、厚意であるというだけではなくて、プラント側も何らかの意図を持ってあそこに設置をしたんじゃないかと思っておりますので、その辺のことを、まず確認ということをお答えをいただきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 厚意ということでございますけれども、プラント側はできるだけ

住民と密接に接したいというような考えで、それも行政も入っていただいたらどうかということで設けたと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 住民と密接に接したいということでつくったのではないかとこのことでもあります。であるならば、同じことは自治体の場合にも言えまして、住民と密接に接するためにあそこのコーナーを利用してはどうかということになるかと思いますが、単純に考えまして、あれだけの広さでありますので、例えば今でしたらそう珍しいことではありませんけれども、銀行の出張所のような形で、同じように市役所もあそこに出張所のような形で何らかのサービスを持ってくるということも考えられるのではないかと思います。例としてはいささか古いものになっておりますし、今現在そういったことが珍しくない状況だろうと考えておりますが、いわゆる住民票の発行だとか、戸籍謄・抄本を発行する、それから印鑑証明の発行するなど、そういったことが考えられるのではないかというふうに思いますし、また最初の答弁の中にありました相談業務であれば、午前中、質問の回答の中にありました窓口一本化ということで、簡易なものについては実際に職員がそこへ出向いて対応するというようなことも考えられるのではないかと思うわけですが、この行政情報コーナーの利用法については、これまで市役所の内部において検討されたというようなことはありますか。それから、今私が例として挙げたようなことについては、どのようにお感じになりますかということでお答えをいただきたいところであります。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） あそこのつくる検討でございますけれども、とりあえずできるということでパンフレット等でやって、相談等があればそんなところでやっていったらどうだというようなことを初め申し上げておりました。そして、市役所の分室のような格好で住民票やら戸籍、印鑑証明等でございますけれども、果たしてそれだけのあそこで需要があるかどうか、それから人件費等の投資的効果があるのだろうかということも、一つ念頭に入れて考えていかなければならないものだと思っております。そこら辺のところも検討の余地だと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） そういった投資効果が見込めるかどうかということも検討の対象にしたいということでもあります。これはいつの新聞でしたか、開庁時間を前倒しをしたけれども、結局効果がなかったというような、どこの自治体のあれだったかわかりませんが、結局、開庁時間を戻しまして、住民の利便を図ろうといったものがなかったというようなこともありますの

で、あそこに分室のようなものを設置して、住民の利便性が上がるかどうかということに疑問があるということも、それはなるほどわかりますが、しかし、あくまでもそれはやってみなきゃわからないという言い方もありますけれども、せっかくあるのであれば、この活用ということ、何ができるのかという、まずそれを検討してみた上で、それから半年なり1年なりという試行期間という形でやってみるというようなことも必要かと思えます。

もし、そういったサービスをすることについて困難があるとすれば、現在、瑞穂市だけで設置をしているわけではないということがありますので、関連する他の二つの自治体との調整も必要になってくるかと思えますけれども、最初の御答弁にありましたように、現在、あの一角の設置、それからその利用について有効ではないというお考えがあるのであれば、もう少し市役所側としても有効な利用の仕方というのを内部で検討して、今後の住民サービスにつなげていくようにすることは必要ではないかというふうに考えるところであります。その点について、今後の有効活用について市側としてはどういうふうに、今のままでほかっておくのかと、それとも最初の答弁にありました有効ではないというなら、どうやって有効な形の利用方法を検討していくかと、そういったことについて、せめて検討するかどうかというぐらいのお考えですね。どういった結果を求めるかということまではここでの御答弁は求めませんけれども、そういった検討をするというようなことについては、お約束ということはあれですが、個人的見解でも結構ですので、ちょっとお答えをいただければと思います。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 先ほど申しましたように、あそこで職員を置いてどうのこうのということはちょっと無理だと思います。ですから、活用としまして、いわゆる相談業務のようなものが市としてできるんじゃないかなという感じはいたしておるところでございます。

先ほど申しましたような例の相談やら健康相談、いろいろあると思えますけれども、健康相談ですと、今度医師法の関係が出てきますので、そういうやつをどうしてクリアしていったらいいかということも、いろいろございます。そんなものも検討しがてら、できるだけ有効的な活用を進めていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 何分にも、いかにもああいう看板を出して置いてある空間が十分な活用がされていないということであれば、市側としても関係自治体と交渉して、その有効利用を図っていくように努めるというのは責務といたしますか、当然の取り組み方だろうと思っておりますので、今後ともその有効な活用方法について、市側でも御検討いただきまして、よりよい利用ができるように、これはお願いということで申し上げておきます。

続きまして、穂積駅の件でございますけれども、今、水野部長からの答弁で、平均しまして

1時間で4本、具体的にその時刻表を見ますと、昼間は1、16、31、46と、ほとんど15分刻みであそこから列車が発車をするということになっております。その15分というのが長いか短いかという話ですけれども、JR側の考え方としては短いというふうに解釈をしておると。それから、待つ場所としては30席ほどの待合席をホームに設けるということだったと思います。しかしながらという感じなんです、時間が短いからということで設けないというのもどうかという感じがするわけですね。それからもう一つありましたのは、目の届かないところにJR側が待合所をつくるというのもいかがなものかという回答があったようでありますけれども、できないのであれば市がどういうふうに設置をするかということで答弁を求めていることでありまして、JR側が目が届かないのでJR東海が設けないことについてどう思うかという話ではないわけですね。ですので、そこら辺、市側の考え方としていただきたいということであります。

ちょっと話がそれておりますけれども、15分間隔で短いということでありまして、これがちょっと短いかどうかというのは私も考えるところでありますけれども、せんだって、ちょっと人に会う用事がありまして横浜市の方まで行ってることがありました。これは私鉄の沿線の駅でありまして、果たして私鉄の沿線の場合はそういった待合所があるのかどうかと、よく見ましたら、全然ないわけですね。時刻表を見ますと、1時間に昼間の時間で8本、そこは快速電車の通過駅ということですので、それを入れますと、時刻表上10本ちょっと走っている区間でした。確かにその駅というのは待合所がないわけでありまして、大都市ということもありまして、駅の周りには喫茶店ですとかファストフードの店であるとか、いわゆる駅そのものが設置する待合所というものはありませんけれども、それにかわる施設というものは存在しているわけでありまして、穂積駅については駅前に喫茶店はございますけれども、あれ一つということでありまして、代替するものではないのではないかという感じもしております。

今回、駅の改良によりまして待合所がないということで、なくなるということはほぼわかっておるわけでありまして、それにかわる施設を、今、その建設事務所といいますか、その小屋の建っておりますところですね、市の持っております100坪余りの土地の利用を考えつつ、設置等について検討してみたいかという気もするところではあります、そういったものについてのお考えはいかがでありますでしょうか。検討されたのかどうかということも含めまして、お考えを伺いたいところであります。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今、穂積駅は1時間に4本、やはり待合所というのは長い時間待っている、列車の本数が少ないというところについては確かに要るかなという気がしまして、我々も事業主体、市民に対してのサービスの主体としての見解から見ると、そういう維持とかにかかるということで、もしやるとすれば、今言われたような駅前の施設整備の中で、将来的

に市が持っている土地も生かしながらできればという段階で現在おります。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 駅前整備等を考えつつ、できればというお考えだということであります。人口5万弱のこのまちにありまして、その玄関口としての穂積駅であります。今の工事が始まる前でもそうなんです、どうもあの駅については、こういう言い方はJR東海にはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、要は人があそこで待っていられるという状況ではなくて、入ってくる場合はいいんでしょうけど、おりたときに、もうここへ着きましたから、あとはうちへさっさとお帰りくださいと追い出すような雰囲気がある、そんな駅のような気もするんですね。ですから、そういった雰囲気といいますか、現実そういった機能しかないと言ってしまえばそうなんだろうけれども、そういったことのないような形の、人が多少とどまっていられるような駅であった方がいいんじゃないかというふうに考えるわけであります。駅をおりたときにほっと一息つけるような、そんな雰囲気のあるものであれば、まさに市の顔として、それから市の玄関口としての機能を十分果たせるようになるんじゃないかなというふうに思うところであります。

もう一つ言いますと、そこに人がたまっていられる、とどまっていられるということであれば、駅前のああいって商店街の活性にも若干の好影響は発生するんじゃないかなと素人的に考えるわけですが、今の状態ですと、どうぞお帰りくださいということは、本当に通過するだけです。そうすると、そこには商売も何も成り立たないという格好になってしまうというふうに考えるわけです。そういったこともちょっと予想ができるということで今お話をしたわけですが、行政側としては、そういった影響は果たして出るのかどうかという検討までされていないかもしれませんが、仮にそういった施設をつくった場合、そういった好影響は出ると予想されますかどうか、これについて考え方をお聞かせいただきたいところであります。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 以前、安藤議員とは個人的に駅前の活性化ということで、若者が多いまちということで、いろんなことができるんじゃないかというお話をしました中で、行政主導なのか、あるいは店主の方が本当にそこで見合う仕事をやる気があるのかということを考えますと、行政はそれに伴う公共団体の責任をいかに持っていくかという中で、駅への利便性、あるいは待避所がわりのものも将来的に、私個人から言いますと、若者のとどまるまちの姿はできるんじゃないかと思いますが、それをやっていくのは商店街ということですね。駅前に見える方が、自分たちの生活をそこで組み立てるという中で考えていくことじゃないかと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） その商店主の中で考えるべきじゃないかというようなお考えもあるということです。しかし、1日当たりの乗降客が決して少なくない駅ですので、そこを利用する人たちの利便性、それから地元の経済に若干でも好影響を与えられるような施策、そういったことを考えて、きょう質問したのは待合室ということでありましてけれども、それが一つの考え方として御理解いただければというふうに思うわけでありまして。

最後に市長にお伺いいたしますけれども、この駅なり、先ほどのプラント6の件についてもそうですけれども、こういった市が保有をしながら十分に活用されていないような場所の今後の活用について、検討をされていくかということを経済的にお答えいただきたいと思っております。それだけお答えいただいたところで、私の質問は終了といたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、市の持っております財産は、むしろ積極的に生かしていきたいということを基本的に考えています。ただ、その場合に一つの物差しとしては、やはり公共性、といいましても単なる公共じゃない、その地域のためになるかどうかということを経済的に非常に大きな一つの選択肢の中の基準にすべきだということに思っております。

ですから、今お話のプラント6の行政コーナーの問題につきましても、市民の方々にどういう機能を持たせたら利用していただけるか、また便利になるかということを経済的にいかにいかんかということに思っております。

また、駅のところの北側に持っております市有地にいたしましても、あそこの土地をこういう使い方をすることによって、例えば駅の周辺の活性化とか、そういうものの一つの機能を持たすことができるんじゃないかとか、あるいは駅を利用する人のためにそういう機能があると便利じゃないかとか、そういうような点を経済的に考えながらやっていかなければいかんと思っております。

ただ、それはもう一つ申し上げますと、その場合に何も官がやらなければならないという性格のものでもないだろうと。そういうことの実際の提案、運営については、むしろいろんな方々の御意見、あるいは積極的な参画というものもいただいてもいいんじゃないかというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 御答弁ありがとうございました。

今、市長の答弁にありましたような公共性、それから地域のためになるかならないかの基準を持って活用していくということ、その二つを使って財産の活用を図るということでありましたので、今後とも十分に、地域の住民の意見を取り入れつつ、そういった活用をしていくということでしたので、そういったことが今後とも検討はされるということであれば、住民の積極

的な参加を求めつつ、市の財産の積極的な活用を審議するようなことで市の財産の有効活用、これを今後とも検討していただきたいということを求めまして、私の質問を終わります。議長（土屋勝義君） 次に、6番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 議席ナンバー6番 松野藤四郎でございます。

通告してあります4点について、市側の考え方を伺いたいというふうに思っています。

1点については、富有柿というのは瑞穂市が原産地ということでございます。したがって、この柿の振興に関する市の取り組み状況等についてお伺いしたいと思います。

2点目については、これは国の構造改革にもあるわけですが、柿産地構造支援金制度、これは岐阜県がこの春に制度をつくりましたが、瑞穂市はこの9月に初めて予算計上したという経緯でございますが、こちら辺の取り組みについてのお考えを聞きたいと。

3点目については、市営駐車場と言いましたが、言葉は悪いかもわかりませんが、この瑞穂市役所の周辺の第1、第2、第3といいますか、こういった駐車場等の管理、いつも満員だという苦情が来ておりますので、そこら辺の管理について質問したいと思います。

4点目については、これは国民的な健康不安を皆さん抱いておるんですが、特に瑞穂市については企業もございまして、地域周辺の市民の皆さんに対する健康被害について、市の取り組みについてお伺いしたいというふうで、この4点を質問いたします。

席の方で質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず1点目ですが、果樹農業に関する市の方針についてお伺いしたいというふうに思います。

柿の誕生といいますと、この富有柿の原産地は言うまでもございませませんが、瑞穂市の巢南の居倉だと言われております。1857年にこの地の小倉初衛さんが初めて栽培した柿がすばらしく、その土地名にちなんで「居倉御所」と呼ばれていましたが、同じ部落の福島才治さんが自家の柿に接ぎ木して見事な柿を実らせましたと。福島さんは、当時、盛んに開かれていた品評会で新しい品種として世に問うことを考え、名前を「福寿」とか「富有」と、いずれかいろいろ迷ったそうですが、古典の「礼記」の中にある「富有四海之内」の言葉を採用して「富有」と命名したということでございます。名声があまねく天下に広がることを願ったものでしたが、出品した1898年の柿の品評会では、見事1等を受けたということでございます。

この小倉家にあった原木は、1929年夏に枯れましたと。寿命が大体73年で大往生だということでございまして、その翌年にその根元から新しい芽が出てきて成木になったということで、1972年10月に「富有柿発祥の地の碑」ということで建てられて現在に至っております。

とりわけ、この柿については、岐阜県の風土がはぐくんだ歴史ある富有柿であるということは申すまでもございませぬ。私たちの生活において、食は毎日欠かすことのできないものでございます。この広大な濃尾平野では、稲作を中心として、あるいはいろいろな種類の果樹が栽

培されております。岐阜県は、地理的に条件がよい、また自然的に社会的にも特に恵まれております。それは豊かな緑があるということですね。そして、きれいな水もありますよと。日本のまん真ん中だと。さんさん太陽が輝いていると。乗鞍と濃尾平野を比べますと、でっかい標高差があると。まして、高山の方では匠のわざがありますよと。そして、岐阜県は温かい人情、これらの七つの恵みを生かして多種多様な作物を、毎年、あるいは周期的に生産され、それぞれの地域に合った銘柄産地づくり、あるいは産品づくりを進めてきております。

俗に言う果実では、岐阜とか西濃地域、ここは柿の生産と言いますね。中濃ではナシがございいます。東濃ではクリ、西濃の南の方へ行きますとミカンというように、それぞれの地域農業の基幹的作物となっておるということは言うまでもございませぬ。

この果実農業は、全耕地面積のうち、栽培面積は 3,180ヘクタールということで 5.2%を占めていいます。また、農業の総生産額は61億円ということで 4.9%と言われております。また、販売農家のうち、果樹栽培農家戸数は全農家数の 9.8%ということで 5,465戸を占め、岐阜県の重要な一翼を担ってきておるということでございませぬ。これは農林水産省の統計によるものでございませぬ。

そこで、果実は国民に豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持に欠くことのできないビタミン、ミネラル、食物繊維等、各種の栄養成分や機能性成分の重要な供給源であることは言うまでもございませぬ。

そこで、「日本一うまい果実王国ぎふ」を目指し、主要 6 品目を中心に果樹産地の育成に努めると県の振興方針を定めておりますが、まず 6 品目とはどういうものか、関係の部長から御答弁願います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 6 品目はちょっと把握しておりませぬ。

6 番（松野藤四郎君） 柿は入っていないんですか、そうすると 6 品目の中に、把握していないということは。

都市整備部長（水野年彦君） いや、種類を把握しておりませぬ。

6 番（松野藤四郎君） わかる人みえないですかね、行政側で、どういったものがこの 6 品目だと。

柿でしょう、ナシでしょう、リンゴでしょう、桃でしょう、クリでしょう、ミカンですよ。さっき言いましたがね、各地域にはどういうものがあるということ。よく聞いていないんですね。そこら辺は、やっぱり行政を預かる農業担当といいますが、特に瑞穂市というのは農業に対する考え方が低いなというふうにつくづく思います。

果樹経営については、1 品目の政策経営のほか、果樹数品目、あるいは果樹と野菜等を組み合わせた複合経営による多角化を推進していかなければならないが、柿についてお伺いします

が、柿の経済樹齢というのは何年であるかということですね。お答えください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 柿の何ですか。

6番（松野藤四郎君） 経済樹齢。何年たってから何年までの間は経営的に収支ができるかという話ですね、要は。1年目で柿はなりますか、2年目、なりませんでしょうね。

都市整備部長（水野年彦君） ちょっとそこら辺の詳しいことはわかっておりません。

6番（松野藤四郎君） ちょっと次の質問できませんですね。

都市整備部長（水野年彦君） いや、質問の内容がちょっと来ておりませんので……。

6番（松野藤四郎君） 質問事項の中で、要は柿に対する振興ですね、どういう取り組みをしておるかという市の方針を聞いておるんですよね。その前段の話ですよ。これがわからんことには次の質問ができないんですよ。

都市整備部長（水野年彦君） やはり「桃栗3年柿8年」と言いまして、柿の収穫は約8年目からできますけれども、経済的な樹齢とか年数といいますと、例えば我々は補償関係でありますと、大体20年が生産の一番いいとかということがありまして、あとは面積に対する本数とか、そういうことによっても大分変わってきますので、今の私の段階ではそれ以上のことはわかりません。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 担当部長として本当に恥ずかしいというふうに思いますが、経済樹齢というのは、果実の品質、収量が最大となり安定する期間というんですよね。ですから、経済樹齢は15年生から50年生の35年間であるというふうに言われておるんですよ。そこら辺を、部長、よく認識してくださいよね。

次に、富有柿の生産量について質問をいたします。昭和40年当時は、岐阜県は全国で第1位、2万1,600トンの生産量があったと言われております。2位の和歌山県よりも700トン多かったということでございますが、平成15年には1万4,700トンに減少となったと。全国第2位となりましたと。かわって福岡県は1万900トンから1万9,400トンとなり、全国第1位となったと。岐阜県は7,000トン近くも減産となったということですが、この主な原因というのはわかりませんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 原因としましては、今、私は明確な答えはできませんけれども、農業に対する担い手とか、そういうものが非常に減ってきておるということは感じております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それは本当の少しの部分だというふうに思いますが、一番大きな要因というのは、先ほど言いました経済樹齢と関係してくるんですが、栽培面積というのは昭和30年代には多かったということですね。けれども、現在は1,630ヘクタールというふうに言われております。そして樹齢の関係ですが、昭和30年から40年当時に植えた柿が40年以上となってきた、柿の生産が少なくなってきたということが原因だというふうに思っています。

この栽培面積も減少いたしました、農家戸数についても3,800戸と言われておりますし、それぞれの規模的な話ですと、平均的に30アール、3反近くだというふうに岐阜県は言われております。福岡県というのは全国1位となったんですが、この平均面積が岐阜県の2倍強、64アールでございます。

そこで、この瑞穂市の柿の販売農家というのは、どのくらいの方がお見えかと、あるいは、この平均面積というのはどれくらいかということをお尋ねしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今、栽培面積は、1戸当たり大体3反ですね。

6番（松野藤四郎君） わかりました。柿の販売農家というのは大体400戸から500戸近くだと思いますし、面積については20から30アールぐらいだというふうに思っています。

この経営規模で1ヘクタール以上の農家というのは、福岡県では711戸あるそうです。岐阜県の中では164名近くの方が見えるということですが、この瑞穂市では1ヘクタール以上の規模は何名くらいお見えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 詳細の戸数はわかりません。

6番（松野藤四郎君） 多分少ないというふうに思います。それは瑞穂市は、少数の大規模農家と多数の小規模農家が散在する都市近郊型農業であるということだというふうに思っております。

岐阜県では将来の富有柿生産を担うため、生産規模の拡大や生産組織の育成、後継者の育成等を行うことによって柿面積に対して、大規模農家を3分の1にしたいと。それから、作業受託組織が3分の1、それから兼業農家が3分の1を担うことを目指しておりますが、岐阜県は大体平均30アールだということですから、平成22年の10年間の間に50アールを目標に置いているが、市としては今後どのように、この3分の1が大規模、あるいは受託作業、兼業農家、こういったような整備計画をお持ちかお伺いしたいんですが、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 市としましては、今後、今お話しいたしましたように、今回の補正でお願いしました柿産地の構造支援基金の制度によります柿の振興会とか、そういう方が、自分たちが、今後、柿で生産を上げるということについてどんな考えを持っているかというこ

とを、「産地メニュー」と言いますけれども、販売ルート、あるいは将来の、先ほど言いましたような担い手、あるいはどんな形で自分たちが市場に勝っていくかということを考える段階で、我々も今の普及センター等に支援をしていくということで、直接生産者がこのことを考えて、我々も支援しながらやっていくという考えでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 次は作業受託の組織の育成と申しますか、本巢市の糸貫では三橋にスピードスプレー防除組合とかがあって、防除機による病害虫防除を行っているということと、また一部では剪定作業等も行っているということでございますが、瑞穂市として今後の育成に対する考え方ですね。認定農業者、これは果樹を中心とするんですが、この数値目標は、瑞穂市として認定農業者を何名ぐらい目標にしているか。また、今現在、何名見えるかということでございます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 認定農業者の数はちょっと忘れましたが、先ほど小寺議員の質問にもお答えしましたように、岐阜県におきましてもクリーン農業というものを推進しておりまして、柿に対してもそれなりの助成を検討しておりまして、これは原産地として立派な柿をつくっていただくという側面からを考えておりまして、さっき言いましたように、生産団体がどんな形で自分たちの農業をやっていくかという中、行政は補助なり技術支援なりをしていくのが最適ではないかと考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 次は、この柿生産に対する本人等もございまして、作業に対する補助的な請負をやっていただくために、本巢市の糸貫、大野町では、いろいろ振興会があって、婦人部、それから農業婦人クラブ協議会と、いろいろ組織でやっておられますが、この瑞穂市についても柿の補助的な請負している組織等がございましたらお答え願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 部分的には、組織と申しますか、生産団体等が委託を受けてやっておるところは聞いております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） それは具体的に、ちょっとお話ししていただけないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 当然、摘果とか、あるいは木の皮むき、剪定、あるいは収穫に

なれば、その収穫どきの一時的な雇用といえますか、委託によって賄っておられるところも結構あると聞いております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 本巢市の糸貫や大野町では柿振興会婦人部とか言いましたね。大野町では農業婦人クラブがありますが、じゃあ瑞穂市ではといたら、何かあるような感じだということ濁しておるんですが、例えばこの十八条の若葉会とか、巢南柿婦人学級、それから瑞穂市農業婦人クラブ、こういったものが該当するのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 正式には、それはないかと思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） このないというのは、瑞穂市には柿の団体が、瑞穂市柿振興会があって、女性組織にはこの三つがあるというふうに聞いておるんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） これは振興会の中の話でございまして、我々は振興会に総括的な援助をしておりますので、組織等細部につきましては、私の段階では把握しておりません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） じゃあ、次に生産に関する件ですが、やはり品質の向上というのは大事だというふうに思っています。消費者に選ばれる柿づくりのため、また日本一うまい果実王国づくりを目指すために、老木園の改植や新植を計画的に進め、柿産地の若返りを図らなければならないということでございます。それには水田や遊休農地への新植や放任地の管理を徹底させなければならない。

経済樹齢は15年生から50年生の約35年と言われております。したがって、昭和30年代に産地が当瑞穂市でも拡大したと思われるが、その樹齢の大部分が40年以上と推察をされます。したがって、今後、樹齢が進むにつれて収量、品質が急激に低下すると予想されます。したがって、柿振興会の柿産地づくり計画の中に改植、新植、あるいは接ぎ木等の更新計画、こういったものを盛り込んでいかなければなりません。この瑞穂市として具体的にどんなような形で指導とか支援をしていくのかという考え方をお伺いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） さっきから言っておりますように、やはり産地メニューというのは振興会の補助を受ける方が作成する中で、行政としましては技術的な支援ですね。やはり

専門的な県の職員もごさいますので、そういう中で、例えば高齢化した樹齢のものをどんな形で変えていくかとか、あるいは今、小寺議員さんもやってみえます鉢とか、いろんな形でやってみえる方がごさいますので、それは振興会ともども、行政も研究する中での立場であると考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） いろいろ質問事項がたくさんありますので突っ込んでいきませんが、時間もありませんので、次は、安心して安全で高品質な富有柿生産を行うためには、一つには秀品率をアップしなければならないというふうに思っています。16年度は15%でしたか、非常に悪いんですが、柿というのは自然の恵みの中で生産されてきますので、病害虫等の影響によって非常に左右されるということです。秀品率の一番よかったのは、平成9年は46%あったというふうに言われております。その秀品率を高めるためには、やっぱり省農薬の栽培が大切であるということをごさいます。すなわちクリーン農業につながるんですが、現在開発中の性フェロモン剤を使用することによってカキノヘタムシ等の害が減ってくるというふうに言われていますので、まだ農研で研究中だというふうに聞いておりますが、19年度からは現地試験を開始するというふうに言っておりますので、積極的にそういった省農薬を使って安心して安全な柿をつくっていただくように、ひとつお願いしたいと思っております。

柿は大玉化という話も出ておりますが、大玉というのはLということですので 220グラムの柿の大きさを言うんですが、大体1本の木に 200から 400近くがなるそうのごさいます。要は、柿を生産するのに収穫といいですか、ちょうど今から12月の初めというのは大変忙しいといいですか、猫の手もかりたいというふうになっておるわけですが、この収穫時期に対する市の生産支援というのか、ある程度時期をおくらせて収穫するような方法、収穫の仕方といいですか、袋がけだというふうに思っていますが、そういったものをどしどし取り入れていただくようお願いしたいというふうに思いますし、今どのくらい、そういった袋がけして収穫時期をおくらせている柿畑、何ヘクタールくらいあるんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 市内では、まだその袋がけの栽培方法は聞いておりません。本巣市が今やっていますけれども、市内では多分ないと思いますけど。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 本巣市や大野町では積極的にやっていますね。やっぱり労力が高齢化したということで大変きついで、10月、11月、12月初めということで2ヵ月、60日くらいになるんですが、そんなところへ労働力を急激に負担させるんじゃなくて、袋がけして時期をお

くらせて、そうしますと商品価値と申しますか、価格も高くなりますね。そういった取り組みを、市の方も積極的な支援を願いたいというふうに思っています。

それから、この収穫された柿について、この瑞穂市は巢南地区の宮田にあります選果場へ持って行くわけですね。この選果場については、平成4年、先進的農業生産総合推進対策事業で建設をされて、巢南の柿振興会が運営をされております。この柿の収穫量というのは、全県下で富有柿は1万4,800トンと言われておりますが、瑞穂市では何トンぐらいが生産されているかということですね。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今回の構造改革で支援する分しかわかりませんが、220グラムから250グラムのL柿の収穫は、ここ3年ぐらいの平均で410トンと聞いております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それから、本巢も真正も瑞穂市も同じような柿振興会の施設が10数年たっているわけですが、計3カ所あるということですね。この岐阜県と申しますか、構造改革を進めていく中で統合再編という話があるというふうに聞いておりますが、これは規模的にどのくらいの大きさのものか、あるいはどこへそういったものを持っていくか。情報を把握されてみえるのであればお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 柿の選果場ですか、統合は。それはまだ聞いておりません。

農協関係の統合とかというなら聞いていますけれども、柿の直接ということは聞いておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 県の資料等、いろいろ調べてきましたんですが、県下には10カ所の選果場があると。これを八つにしたいと言っておるんですね。そうしますと、この旧本巢郡内の3カ所は再編されるんじゃないかという心配をしておるんですが、どうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） さっきの答弁のように、まだそこら辺のところまでの資料は見えておりませんので、今後、そんな状況の中であれば、またお答えしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） わかりました。詳細について、また後日お聞きしたいというふうに思っています。

要は統合された場合に、例えば糸貫、真正、瑞穂となりますと、多分北の方へ行くと思うんですね。そうすると、今まで巢南地区で生産されてみえた方、円をかきますと1キロか2キロの円の中に入るんですが、遠くなるということで非常に出荷等に不便を来すということがございますので、統合されても巢南の今のある柿振興会の選果場を、何かワンクッション利用できるような方法でお考えをさせていただきようお願いしたいというふうに思っています。

消費の拡大につながるんですが、現在は、15年度の資料ですけれども、学校給食の中に入れておるところもございます。本巢市では167キロを入れましたと。大野町では208キロ、学校給食への活用があったということですが、この瑞穂市は15年度実績があったかということで、担当の部署からお答えを願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 全く資料を持っておりませんのでわかりません。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 日本一おいしい柿ですので、給食に取り入れる方法としては、いろいろな方策があるかと思えます。果汁や干し柿、ジャム、カットフルーツ等、いろいろ加工ができますので、ぜひとも子供たちの給食の中に取り入れていただくといいかなと思えますので、よろしく願います。

それから最後になりますが、「日本一うまい柿づくりぎふ」を目指すには、瑞穂市においても、今後、水田の転作活用、柿園の集団化、あるいは低地土栽培、高性能機械、こういった施設の導入や整備によって生産コストの効率化を図っていかねばなりません。また、品種ですね、富有柿を主体として未裔の導入も図りながら、出荷期間の拡大と作業労働力の分散によって経営の合理化を図っていただくように、ひとつお願いしたいと思います。

また、流通に関しても、販売体制の強化というものがあると思います。直販やインターネットといったものを活用して、宅配、産直と、新しい流通システムの構築等に市の方も御支援を願いたいと思います。

最後に、当市においても都市化というものがございまして。したがって、脆弱しつつある農業労働力の確保については、新規の就農者の育成、あるいは確保に努めて、生産者の集まりである柿振興会、そういった組織を中心として作業受託組織を強化し、足腰の強い経営体の育成を図っていかねばなりませんので、今後とも日本一うまい柿王国づくりに、市も積極的な指導、支援を願いたいというふうに思っています。

あと時間ございませんが、次も柿の話ですが、柿の産地の構造改革支援事業基金制度、これは岐阜県が制度をつくってやっておるんですが、柿の発祥の地の瑞穂市の柿生産販売の振興に関しては、地方再生のため地域が担うべき役割は、地域資源を生かした独自性の高い産業の育

成と、地域の文化、個性の継承と発展であります。とりわけ、岐阜県の風土が生んだ歴史ある富有柿の生産振興は、まさに地方再生の切り札であります。しかし、その富有柿の置かれた状況というのは、産地間の競争というのは非常に激しく、それからバブル崩壊等による景気の低迷により大変厳しさが増しておるとというのが現状でございます。したがって、柿の販売価格についても、平成9年から12年ぐらいには1キロ 190円から 200円ぐらいという話がございます。県は、大玉化といいますか、そういった品質の向上によってブランド化を柱として、「日本一柿王国」という推進プロジェクトを立ち上げてきております。そうした結果、大玉づくりが定着化して現在に至っているということですが、まだまだ価格は産地間の競争に負けているということがございます。平成9年から12年ぐらいの間は1キロ 190円から 200円でしたが、大玉化等によってキロ 290円近くなってきたということが現状でございます。

しかしながら、福岡県等については、1キロ 360何円と言っておるんですね。うちより2割以上高いんですね。この価格差というのは問題があるかと思いますが、これは流通等の関係があるかというふうに思っていますが、この流通に関しては、富有柿というのは岐阜の市場では100%占めておるわけでありまして、名古屋の市場でも94%ぐらいと言われておりますが、この富有柿が大阪、京浜、東京の方へ行きますと、どのぐらいの割合を占めているか、御存じでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） ちょっとわかっておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 私の調べた資料では、東京市場では岐阜の富有柿の占めるシェアといいますが、27%と言っていますね。名古屋では94です。大阪では1%ないと言っていますね。福岡県の柿というのは、東京市場で37%占めておるんですね。ということは、東京市場へ出荷が少ないというのか、シェアが小さいということは、この販売価格を上げるには、やっぱり東京とか大阪といった消費志向の高いところへ展開をしていくのが必要ではないかというふうに思っています。東京等の市場へ出荷するためには糖度の問題等もございまして、大玉化もありますし、秀品率も上げないかんし、いろいろあると思いますが、柿振興会、あるいは農協等からいろいろ御相談等がありましたら、市の方も積極的に御支援を願いたいというふうに思っております。

この岐阜の柿といいますか、岐阜ブランド品とするには、産地の荷を集め、産地みずから販売戦略や市場開拓を進め、販売チャンネルの多元化を図っていくということも重要でございますので、ひとつお願いしたいというふうに思っています。

次の質問がありますので細かくできませんが、今回、県から柿産地構造改革支援事業基金制

度が来たわけですが、この構造改革を継続していくためには、やはり基金というものをつくらにやできませんが、こういった形というか方法でこの基金をつくるのか、ちょっと説明を願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 基金の造成の算出でございますが、過去の9年間のL以上の平均単価で一番最低と最高を引きました価格に補償基準額、これは大体90%と決めておりますが、それを掛けて、最低基準はその中で55%見ているという中で、造成単価をその差額について算出したところに8割を掛けて、その金額を県が2分の1、市が4分の1、生産者が4分の1ということで、この割合で造成費はその4分の1ということで、今回の補正予算の出させていただきました金額が瑞穂市の一応目標でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） はい、わかりました。柿は価格が著しく変動というのがありますので、この交付金というのは、やっぱり手をつけるということが出てくるかあるかと思いますが、この交付金は振興会へ支払われるというふうに聞いておりますが、これは個人じゃなくて振興会へね。この交付金の算定の方法ですね、先ほど交付金の基準の話をされましたんですが、算定方法も多分同じだというふうに思いますが、再度ちょっとお話を願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 要は過去の推移の中で基準の価格を決めておりまして、そこから下がった金額を今言いました数値によって交付するという事です。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 非常に今後の柿生産者に対する支援制度だと、よい制度だというふうに思っています。

今後は、「日本一うまい柿王国ぎふ」を復活するためには、高齢化による担い手対策、あるいは人材の育成といったもの、また組織化を高め、また柿の品質の向上をするためにはクリーン農業を進めなければなりません。また流通を見直し、市場開拓等の展開を行う等のメニューを今後実行すれば、富有柿の発祥の地瑞穂市も全国に名声が届くというふうに思っておりますので、この柿産地構造改革支援事業基金制度を活用していただくとともに、瑞穂市柿振興会に対する積極的な支援を行っていただくように強く要望し、質問を終わります。

次は、石綿に対する市民への健康の被害についての質問ですが、新聞紙上でいろいろ言っておるわけですが、瑞穂市にも該当するような工場があり、そういった珪酸カルシウムを使用して、耐火被覆材、保温材を生産されておって、新聞報道によりますと、瑞穂市にある社におい

ても3名程度の方が亡くなったと言われておりますが、私の言いたいのは、工場の従業員と家族といますか、そういった方についてはそれなりの労災補償等がございますが、この工場の周辺の住民の皆さんですね、これはもうすぐ秋から冬にかけて伊吹おろしとか北風があって、また工場の東側には野球場やサッカー場等、いろいろありました。そういった関係で大変不安に思ってみえるということでございますが、要は市の対応が遅いということを私は言いたいです。6月の終わりに新聞報道されてきた中で、羽島市においては、すぐ7月上旬に市の方も関係の社と一緒に地元の説明会等をやっておるわけですけど、地域の市民が相談に行ったところ、問題がないとか、県からの指導待ちだと、こう言われておるんですが、そこら辺のお話をちょっとお願いしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんの石綿による市民への健康被害についてということで、周辺自治会で健康被害が生じているが、市側の取り組み状況についてのお尋ねにお答えいたします。

7月6日に朝日新聞にアスベスト関連の報道がされまして、当日の午後に企業より市へ対しての状況報告がございました。

7月7日に、市といたしまして保健センター内に相談窓口を開設し、現在までに18件の相談を受けております。

周辺住民の方に対しましては、7月13日に会社の担当者が近隣住宅、一番近いところですが、7軒の方に家庭訪問をされ、健康被害がないことを確認したということで市側に報告を受けております。

7月28日に、橋本地区の自治会長さんより地域住民に石綿問題の説明会の開催要請を受けましたので、8月28日に会社の会議室において会社側と共同で開催をさせていただきました。当日の出席者につきましては、地域住民、自治会長さんを初め、住民の方は43名、市の方からは3名、会社側からですが、本社の副社長、管理本部長と瑞穂工場責任者から、石綿製品の製造経緯、健康被害についての説明をしていただきました。

その当日に、地域住民の方の不安を解消するために、会社側が平成2年以前に工場周辺に居住されていた地域住民に対し、石綿肺の健康診断で、直接レントゲン、直接撮影ですが、それを10月13日8時30分より工場で実施するから、希望者は受診してくださいと案内をされました。10月6日時点で橋本地区の地域住民の方が142名、検査を受けたいという申し出があり、準備をされておりまして、10月13日に済んだわけですが、申し込みは142名ありましたが、当日は96名の方が受診されたと聞いております。これは結果は半月から約1ヵ月かかるということで、健康の被害の状況の結果は、まだ後ということになると思います。

アスベストの問題については若園議員さんにも答弁させていただきましたが、国での法律の

関係とか、いろんな関係がございますので、県の動向を見きわめながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 地元自治会に対する対応の方法、それから会社等の対応について市の方から説明がございました。私の聞いているとおりでございます。

142名で96名が受診されたということでございますが、多分バスが来てレントゲン検査だと思いますが、今回できなかった方が二、三十名あるというふうに聞いておりますが、この方についてはいつごろやられるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 実施時期については、まだ報告は受けてございませんが、従業員の健康診断とあわせながら実施されるかと思っております。

また、瑞穂市に居住していない方について御相談があった場合については、会社側と十分協議されて、お近くの労災病院等で受診してくださいという指導もされておるようでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 地元自治会長にちょっと確認しましたんですが、今回できなかった方については4月にレントゲン検査をしますよという話を聞いておりますので、そういった御相談を、市の方へまた行かれるかもわかりませんので、その節にはお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後近くになっていくんですが、工場の周辺の住民や従業員の家族、こういった方は、先ほど申しましたように労災補償や公害健康被害補償の対象となりますのでよろしいんですが、地元周辺の皆さんには今後とも、いろいろ法律等も制定されてきますので、そういったものを速やかに取り入れて御指導願いたいというふうに思っています。

地元自治会とその会社と市が覚書を取り交わしたということを聞いておりますが、これは事実でしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 地元の自治会とインシュレーションさんでは覚書をしてみえます。ただし、市側は立会人ということで、といいますのは、相談窓口が保健センターを通じて診断とか、そういうことの文句が入っておりますので、あくまでも覚書は地元自治会と会社側で、市は立会人という立場で覚書を結んでおります。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 自治会と瑞穂市、それから事業者の三者で石綿による健康被害に関する覚書というものを取り交わしておる中で、市側は立会人となっておるわけですね、甲・乙・丙という関係じゃなくて。通常は市も関係するというふうに思うんで、三者対等であっていかねばならないというふうに思うわけですが、立会人となると、どうも言葉を濁したような、責任逃れをするような、転嫁するような、こういうふうのニュアンスを受けるんですが、なぜ立会人になったかということ再度お願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まだ現時点では、アスベストが原因で中皮腫の患者が出たということとは瑞穂市内の企業ではありませんので、これから健康被害について、直接原因であるものについては、やっぱり企業責任ということですので、ただ健康相談とか、いろんなことについては市の健康環境課の保健センターの保健師等がかかわっていくということですので、あくまでも原因者ということで企業と地元自治会が覚書を交わされた。ただし、付近住民の健康被害についていろんなことが出てきますので、例えば企業の責任でない場合について、中皮腫もこれから出る可能性がありますので、それについては国の動きで補償等も出てくるかと思っておりますので、その辺について国の動向を見きわめながらという文言も入っておりますけど、市の責任ということではないということで、いわゆる覚書をされたということを確認したという意味で、立会人ということとさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） これ内容は、自治会及び瑞穂市、それから会社は石綿による健康障害に関して下記のとおり覚書を取り交わすと、こうなっておるんですね。要は石綿に起因する健康障害に関しては、会社が石綿を使用していた昭和35年5月から平成2年10月まで、この間に近隣で居住されていた方の健康診断をするというふうになっております。異常等がありましたら、2回目、3回目と診断をしますということになっておりますので、今後とも御指導を願いたいと思います。以上で終わります。

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君に申し伝えます。持ち時間が終わりましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。

6番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） ここで、議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 14番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、石綿対策について、JR穂積駅及び周辺整備の総合的改善計画についての2件について質問をさせていただきます。

まず初めに、石綿対策について質問をいたします。

ただいま若園議員、篠田議員、松野議員の質問がございました。現在、大きな社会問題になり、毎日のように新聞報道がされております。石綿については、御承知のように、早くから発がん性など有害なことは知られておりましたが、規制がおくれているんじゃないかと思えます。吸い込んでから10年、または20数年もたってから発病するということでもあります。今後の被害拡大は必至の情勢でないかと想定をするわけでございます。

御存じのように、国においても石綿対策として労働補償を受けずに死亡した労働者の被害を受けた家族、周辺住民の有所見等、また相談窓口や労災病院に石綿疾患センターの設置、さらに建物の解体時に飛散防止策などの対策が検討されているわけでございます。

そこで、石綿対策について3点についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、瑞穂市の公共施設の石綿の使用実態、調査結果及び今後の対策について。

次に、日本インシュレーション工場周辺住民に対しての市民部健康環境課の指導、地元自治会の要請などによる日本インシュレーション（株）の石綿の特性だとか、先ほどお話がありましたけど、石綿に対する健康障害、会社の使用状況、健康検査の実施など、説明会が8月28日に行われたと伺っております。その結果及び今後の対応について。

第3点目に、一般住民、元日本インシュレーション従業員の相談窓口は健康環境課及び保健センターで行われているとお聞きしておりますが、その指導内容等についてお尋ねをいたします。

質問席に移らせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず第1点目の、公共施設の関係について私から御答弁を申し上げます。

御指摘がございましたように、前にお3方の議員さんから御質問をいただき、それぞれ答弁を申し上げたところでございます。

改めて申し上げるまでもないんですけども、御指摘をいただいておりますように、アスベストは加工されて、仮に壁の中などに含まれていたりしますと、私ども素人では全く判別することは不可能でございます。前にも御答弁申し上げましたように、専門の調査機関に委託をして判別を願いたいというふうに考えております。

なお、調査の結果でございますけれども、その調査結果に基づきまして適正な対応を講じて

まいりたいというふうに考えております。

前に御答弁申し上げたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの石綿地元説明会の結果とか、一般住民、元従業員の相談窓口の指導ということについてお答えいたします。

石綿問題の地元説明会につきましては、先ほど松野議員に答弁をさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

また、元従業員の方に対しましての相談窓口の指導ということですが、保健センターで相談事案については、会社側と連携いたしまして、保健センターの相談関係につきましては、全員の方に対して対応していただいたということで御報告をいただいております。

また、瑞穂市には元従業員の方が非常に多く居住されているため、9月に昭和30年代の方、40年代で住所の判明している元従業員全員の方に健康診断の案内を発送され、9月末から10月に随時健康診断を実施され、順次、昭和50年代入社の方にも健康診断の案内をされるということ聞いております。

一般住民の方に対しましては、アスベストについては非常に多岐にわたっておりますので、それぞれ専門の相談窓口等を紹介させていただいておるということを御理解願いまして、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

この回答を今していただいたんですが、先ほど言いました3名の議員がもう質問されましたので、ほんの私一部ということですか、少し私の感じていることが違っていることがあるので、その辺の見解等もちょっとお聞きしたいと思います。

まず、先ほど中皮腫になった人はないという日本インシュレーションの元従業員、現在、大きな病院で中皮腫の認定をもらってみえる方が1人あります。それをお話したいと思います。

それからまた、その人と別なんですけど、住民相談を受けた人で、先ほど休憩のときに市長にもちょっとお話をさせてもらったんですけども、初め2人で、本人と家族でうちへ、いわゆる住民相談というか、見えて言われたのは、インシュレーションへ行ったけれども、在籍証明もくれない。その方は、茜部の労働センターで受けたら、やはりそういう疑いがあるということで、そういうこともお話ししたけれども、石綿に対する健康管理手帳をいただくという書類が、御承知のように4点ぐらいあるわけですが、このほとんどは、元勤めておったところの証明等々が要るわけですが、それをつくってくれないということなんです。

それで、早速私、そのことについては新聞ではちょっと見ていたんです。割と早かったもん

ですから、今お話を聞くと、従業員にも徹底してやっていただいておりますという話なんですけれども、その方に言わせると、そんなふうじゃなくて、行ったけどもらえないと。私は、市役所の方へ電話をしまして、担当課長にいろいろ聞きましたら、素晴らしい会社ですよ。旧穂積町で、当時素晴らしいことをやってもらえるということで企業誘致をされたそうだけど、大阪からわざわざ副社長とか、取締役の技術部長ですか、常務取締役、そういう方も見えたりして、またこの工場の担当の方もお見えになって、非常に前向きな回答ですから、そんなことはありませんよということであったんです。

それで、後日、こちらの工場の方へ行くアポイントをとりまして、そのとき元従業員は体調が悪くて家族の方と行ったんですが、いろいろと災害等々もあっているんなあれも紛失しているということで、なかなかその必要書類を、ここにまだ持っているんですけど、書いてもらうということでやったんですが、なかなか難しいわけです。といいますのは、先ほどお話があったんですけれども、もう製造中止は平成2年ですか、約30年間、石綿に対する製品をつくっておって、こういう話があったら、すぐやめられて製法を変えたわけです。その前の説明だとかいろんなもので、フローチャートとか、そういうものをとってくれということを書いて、いろんな話を詰めていく中で、例えばこれは大したもんじゃないんですが、こういうものをいただいたりして、ようやく2時間ぐらいいろいろとお話しさせていただいて、その担当というか、責任者ではないんですが、工場での石綿に対する窓口の方ですけれども、その方がようやくわかりましたと。何とかしましょうということで、その場で必要書類は書いてもらいまして、今、手続中でございます。

やはり行政というものは偉いもんだと、私、今痛切に感じたわけなんですけれども、黙っておいても行政の方へは、副社長、常務取締役の生産部長ですか、そういう方もお見えになって、物すごく前向きにやっておってくれと。従業員に対しても、地域住民に対しても、それで私が言ったのは、工場が見えたころには私は成人しておりましたので、その周辺にはほとんどうちながなかったと思うと、近くには。それで、住民の健康診断を8月28日にされるということも役場の方で聞きましたけど、そんな前向きの企業が、本当に働いたことがある、10数年働いた人なんです。その人にそういう証明が出せないということはないでしょうという話をして、こういうマニュアルとか、いろんなものの説明を聞く中でようやく出していただいたわけです。

そういう点で行政が取り組んでいただけるということは、本当に私、味方だと思いますので、そういう点では、先ほど各部長からの3人の議員の方への説明等々によると、何も問題はないかのようにも思われるんですが、私としては、その住民相談を2人受けているわけです。今の年齢の高い人である大きい病院へ行ってみえる人は、中皮腫の認定を受けていると。それから、私のところへ住民相談で見えた方、それ以上は来てみえませんが、2人の方を総合すると、今、窓口が保健センターとなっておりますが、そのとき私も保健センターということをして

聞いていまして、ちょっと聞いてみたけれども、その当時、初めだったものですから要領が、私の思うところにちょっとあれだったもので、先ほど言いましたように担当課長にお願いをして、そのことを聞いて行ったから、こうしてそのときに住民の人にも課をわたっているような書類に判をくれたんです。私、それを信用しておりましたもので、本来なら何か、やっぱり行政官庁が縦割りでいろいろあるわけですね。窓口一つで何か、名前は何でもいいんですけれども、保健センターは保健センターで結構ですが、こちらの本室の方も入っていただいて、相談窓口をもう少し充実していただきたいなあということを強くお願いをしようと思ったんですけれども、従業員の方がうちの近くにも見えるもので、先ほどの執行部の回答は間違いのないと思いますので、間接的に聞いているには、何か元従業員にはそんなに温かくないような感じを受けるわけです。きょうの執行部の話を聞いていると、先ほど言いましたようにすばらしい会社だなあと思うんですけれども、ちょっとその辺のギャップがあるんですから、またきょうにでも、三、四人は悪いという方が向こうでわかりましたので、そういう人にも一遍、そんなふうに指示があったかどうかということも、確認する必要はないと思いますけれども、一応お聞きして、また執行部の方にも御報告させていただきたい。多分執行部のとおりだと思いますけれども。

それで、そういう相談窓口をもう少し、保健センターじゃなくて、こちらの本室の方の健康環境課とタイアップするような形の相談窓口とか、名前は何でもいいんですけれども、そんなものを今後検討していただけるかどうかについてお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まず、従業員の方でアスベストが起因して労災認定という手続関係は、あくまでも企業がやっていただくということなんですね。これは労働基準監督署の方に診断書とか、労災に認定されれば医療費とか、もし亡くなれば遺族年金等が影響してきますので、それは企業がやられるということなんです。ただ、その辺の、広瀬議員さんが企業が非常に元従業員に対して扱いがどうもという話であれば、私の方へ御相談願って、私の方からも助言というか、そういうアドバイスはできるかと思いますが、元従業員さんばっかではございませんので、これからアスベストの関係につきましては。やっぱり健康となると、一応今保健師がかかわっておりますのは保健センターですので、その辺、いろいろ事例事例で対応はさせていただくということで御理解を賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） きょうの夕刊で、ちょっと関連するんですけれども、中日とか岐阜とか、ちょっと二、三見てみたんですが、内容は同じようなもので、見出しは「中皮腫の労災基準緩和」ということで、決定ではございませんが、尾辻秀久厚労大臣は、18日の閣議後の記者会見で、アスベスト（石綿）特有のがんの一種、中皮腫の労災認定基準を緩和する方針を明ら

かにしたということで、それによりますと、認定まで、中皮腫となっても労災認定というのは非常に数が少ないというような数字が載っておりますが、今度はまた基準が、政府は来年の通常国会に提出を目指す新法と同時に、先ほど言いました中皮腫の労災基準緩和と。理由としては、なかなか条件が今ありまして、厚労省によると、中皮腫の労災認定は、これまで中皮腫と診断、2番に石綿暴露が原因との医学的所見、これが一番問題なんだそうです。そして、その職場に1年以上の石綿作業という三つの要件だったんですが、新聞によりますと、医学的立証するのは専門医師が少ないということで、これを外すということが趣旨に書いてございます。したがって、今までの統計も出ておるようですけど、労災認定になると本当に数少ない実態が出ておるわけです、御承知ですけれども。そういう点で、国としても法の提出に向けて前向きに、来年の通常国会に提出ということのようですが、先ほど松尾部長の方も、いろんなことがあればよく相談するということですので、ぜひ市民の側に立っているような相談をお願いしたいと思います。

石綿については、これで終わらせていただきます。

もう1件の方ですが、JR穂積駅及び周辺整備の総合的改善計画についてお尋ねをいたします。

先ほど安藤議員が待合室等々について質問がございましたが、JR穂積駅の周辺整備については、昭和57年度から駅の南北をつなぐ自由通路、駐輪場、駐車場の設置、駅周辺道路整備等、一部国の補助を受けて平成16年度末までに約39億8,000万円が投資されて、JR穂積駅、あるいは周辺利用者の利便性が図られてまいりました。

さらに、本年度は、多くの市民の皆さんが待望でございましたエレベーター及び多目的トイレが、関係者の御努力により完成に向けて現在工事中でございます。

また、本年3月、名鉄揖斐線が廃止され、さらに7月、県道北方多度線が開通し、JR穂積駅の利用者もここ二、三年やや減り、ここ一、二年は横ばいだとJRの方では聞いておりますが、乗客は、前年度1日約1万6,000名でしたが、この間も岐阜駅が管理駅ですので駅長さんともちょっと話をしていたんですが、統計は年度でとるけれども、相当乗降客がふえるような傾向でありますということでございます。それはこの前お聞きしたときも、そういう交通事情の変わりてふえるという予測も執行部の方もされてみえると思いますが、最近特に駅の山側というか、北側のロータリーが送迎の自動車で本当に混雑しているわけです。それを具体的に言いますと、東側のマンポから西へ真っすぐに通り返しようとする、10メートルぐらい行くと、ロータリーが小さいもんですから営業車がずうっと1列おる。それで、またそこへ入ろうとする人がおると、車は西へ、直線に用事がないけれども、もう動かない。

この間も、私、時々行くんですけど、お天気のいい日の10時ごろに行っても、そんな時間でも通れないんです。私は用事があったもんで、バックしてもとの県道墨俣・北方線へ行ったん

ですけど、よくトラブらないなというぐらい混雑していると思いますので、その辺のところをいろいろと考えてもらいたいと思うんですが、ちなみに、新市の建設計画には都市拠点の形成というところで、新市の玄関口の一つと言えるＪＲ穂積駅において各種サービスの機能やコミュニティ機能、市民生活に必要なさまざまな機能を提供する拠点としてＪＲ穂積駅周辺の総合的な整備を進めると。また、高齢者や障害者だけでなく、すべての人が利用しやすい駅周辺空間の形成を目指し、施設整備を進めます云々とあるわけですが、今後のＪＲ穂積駅及び駅周辺の総合的な改善計画について、瑞穂市の中で駅周辺はどのような位置づけということも兼ねるんですが、市長にそのお考えについてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） まず駅周辺地区の総合的な改善整備につきまして、都市整備の立場からお答えをいたしたいと思います。

まず、ＪＲ穂積駅周辺の基盤整備につきましては、今、議員御指摘のとおり、昭和57年度よりさまざまな事業が実施され、今日、その利便性が飛躍的に向上していると認識しております。加えて、本年度もバリアフリー対策として、駅構内においてエレベーターの設置、駅南の県道において段差解消を目的とした歩道の再整備等を実施し、駅及び駅周辺地区の基盤整備に努めているところであります。このバリアフリー対策につきましては、今後も引き続いて検討していきたいというふうに考えております。

また一方、社会全体の流れとしまして、人口の減少、少子・高齢化の進展、温暖化を代表とする環境問題、また昨今の石油価格の高騰など、大きな変化の波が訪れようとしてきております。それに伴い、人の移動や物の輸送にかかわる交通を取り巻く環境も大きく変化しており、公共交通機関の利用のあり方、とりわけ鉄道駅の利用は、今後、大きく伸びることが予想されております。特にＪＲ穂積駅は、岐阜・名古屋市方面への通勤・通学に便利なこと、名鉄揖斐線の廃止に伴うバス路線の増加や県道の整備等により利用客が今後もますますふえることも予想され、その重要性はますます高まっていくと考えております。

このような新たな変化の中で、中心市街地となる穂積駅周辺地区の総合的な整備につきましては、将来のまちづくりの方向性をきちんと見据え、ＪＲ穂積駅の持つ機能や可能性をどのように生かし、市民生活や福祉の向上に役立てるか十分に議論し、検討していく必要があると考えています。

現在、策定中の第１次総合計画の中でも、瑞穂市としての個性を持ったまちの顔としてふさわしい市街地整備の方向性について、審議会でも検討を進められております。その答申を受け、また議会の承認を得た上で、今後、市民の皆様を初め、国・県などの関係機関の御理解、御協力を得ながら、整備に向けた具体的な検討を進めていきたいと考えております。

ちなみに、先ほど安藤議員が申されました瑞穂市としての駅のあり方の中でいただきました

ヒント、温かな駅というようなコンセプト、非常に貴重な意見をいただきましたので、その点も踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上、まだ検討中の段階でございますが、今後の瑞穂市の将来に向けた中で、新しい個性を持った、ほかのまちとはちょっと違った駅周辺地区の整備について検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かに今回答をいただいたわけですが、第1次総合計画という話も出たんですが、あのアンケートは、御承知のように駅の抜本的な、言いあらわし方は違うんですけども、やはり抜本的に直してくれという意見が多かったように記憶をしておりますが、あのままでは本当にひどいと私は思ひます。

先ほど担当者の御努力でということでエレベーターが、これは先ほど回答がありましたように交通バリアフリー法に伴うもので、そのことについては全国的に見てもそんなに進んでいないのに、まだ穂積駅は早い方だと私は解釈しております。しかしながら、全体のことを言いますと、ほとんどの駅が穂積駅ぐらいの利用者だったら、エスカレーターは全部あります。この前、ずうっと何回も一般質問をお世話になっているわけですが、垂井駅なんて本当に乗降客が少なくともエスカレーター2基ついていると記憶しておりますが、逐次かけて先ほど言いました金額になっているわけですが、これは一般質問で言ったと思ひますが、あの辺で例えばJAさんをどいてもらったらいいだとか、いろんな案があるようですけども、そういう抜本的なことを考えていただかないと私はだめだと思ひます。何にするかは別として、先ほど安藤議員じゃないけれども、市にもなったし、そういう点では市の顔としてもう少し抜本的に、ああ、いい穂積駅になったなというような、今だと地下鉄の駅のような感じで、わからない人もあるぐらいだと思ひます。市の経営しております施設管理公社へ行って切符もらえるかねと言う人もあったぐらいですので、非常にわかりにくいということですから、特に土地的にもいろんなことで大変だと思ひます。

本来ならもっと大きな青写真をつくってと私は思ひますが、この前に質問したときに市長のいろんな思ひもあったわけですが、やっぱりその前に話し合いをせないかん。確かにそうです。

しかし、この前、私が議員にならせてもらった平成7年だったと思ひますが、その代替地云々で裁判にかけてペナルティーを出した記憶がありますが、その当時の担当者の話だと、行政は裁判をかけたときに非常に有利なんだと。そのときに青写真が出ておれば、替え地で買ったものが要らんようになってよそへ売られた、それを譲られた、それでも勝つだろうと。それが青写真ができていなかったから全面敗訴だということも聞いておりますので、市長は市長の考え

方だもんで、やっぱりいいことだと思うんです。話し合いをして、青写真をつくるならつくと。そういうこともいいんですし、それは市長がおっしゃるのやで、そういうことをやっていただきたいと思うんです。あの中で、そのうちは替え地で丸ごとのいて、そのままになっているところもあるわけです。そういう人になってみれば、自分たちはちりちりばらばらで住んでいると、しかし、そのまま近くに計画の中に、計画というか、話し合ってもそのまんまお見えになる人もあると。そういうことでは市としても信用がなくなっちゃうと。やっぱり青写真をつくって、それは市長が言われるのも結構です、話し合いをしてする。そういう面では、むしろその当時は、いいか悪いかは別として、土地が右肩上がりでずうっと上がる時だったわけです。今後のことはわかりませんが、今、どっちかという右下がりになっているような傾向ですが、むしろこれがチャンスじゃないかと思うわけです。

先ほど言いましたもとの本道路、県道であった北方墨俣線でも大分家がまばらなところまできてまいりましたので、そういう点を考えると今が、土地があまり右肩上がりでないので青写真をつくるには、むしろ市長の方針が一番いいときじゃないかと思うんです。その辺について、市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 穂積駅の問題は、まちとしては玄関ですからきれいにしたいと、またそれなりに機能も持たせたいというのは御指摘のとおりでございます。問題は、できるかできないかということなんですが、何でもいから青写真をかけというお話も一つのやり方かもしれません。ですけど、今日までの駅前開発が何十年かかってくる過程の中で、すべてどこで壁にぶつかったのかということを見ました場合に、やはり関係者の皆さんの理解をいただいた上で絵をかかないといけないというのが私の考え方でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 市長とやりとりをやって負けるんかもわかりませんが、市長は一歩も出ていってもらえないと思うんです。その辺のところを具体的に言いますと、例えばそんなに用地が難しかったら、いろんなことがありますけれども、例えば昭和工業の採石場の近くからこちらのトミダヤの近くまで4メートルの幅で、今の北側ですね、山側のところで、御承知のようにJR貨物の土地があるわけです。それは私が勤めておるころに、ちょうど第2の人生で行っておるときに、君、議員だけ話して買ってもらえんかなあ、JR東海は何とか話しするわというようなことがありましたんですが、そのときもいろいろお願いしていたんだけど、なかなか大工事になりますので、それは4メートルあると、一部高架にするとか、そんなことをすれば物すごく、高架にすればとんでもない、またいろんな面に有効利用できるわけですけども、経費もかかると思いますので、例えば駅の構内だけくらい高架にして、げた履

きの何とかにすると、住宅にしても税収も上がると思いますし、そういう点では名古屋駅まで、岐阜駅の前分譲はすぐ売れたということもありますので、多少岐阜駅とは時間が違うし、回数もあるんですけど、そんなに変わらないと思うんです。何か聞くところによると、トヨタの名古屋駅前の事務所があるわけですが、そこへ勤める人がほとんど買ったとかというような、いろんなことも聞くんですが、穂積駅もそういうことも一つの、安いときですから手法ではないかと思うわけですが、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅の周辺に住宅街をつくっていかうと、それも一つのお考えだと思います。ですけど、今のような構想にするのであれば、何も駅になくても、駅から300メートルや500メートルぐらい離れたところで十分にやれる事業でございまして、駅の開発という問題になりますと、また別の視点で考えていかなければいけないのではないかと、このように考えるわけでございます。

それから、今の岐阜駅前のランドマーク、高層のマンションが即売されたというお話ですが、これはある人に聞きましたら、買った人はほとんどが土地の人だと。だから、名古屋が誘因になって完売になったんじゃなくて、岐阜市内の人の住みかえという形での完売というのが非常に大きなファクターになっておるということを聞いております。そういう意味でいろんな開発整備をしていくときには、視点をどうとらえていくかということも非常に重要な問題であろうと、このように思っています。

それで私は、駅前開発という問題よりも、瑞穂市をどうつくっていくかという問題を十分に考えていきたいと。それで、今の広瀬捨男議員の御指摘のとおり、瑞穂市としては名古屋圏との関連というものを無視してということは、まちづくりはあり得ないというふうに認識しております。だから、その間の関連の中で、名古屋市との間でどういう関係を結んでいくのがいいのかということ、これが一番大きなこれからのまちづくりの重要なポイントになるだろうというふうに考えております。その場合に、一般的に名古屋市へ頼ると、要するに名古屋圏に頼るといのも一つのまちづくりの手法でしょうけれども、私は相互補完的な機能を持たせなきゃいけないと。ですから、端的なことを言いまして非常に難しい問題ですけども、逆に名古屋にないものを瑞穂市で何か見つけ出すことができないか。そしてまた、瑞穂市にないものを名古屋で得ていくというような関係がつかれないだろうかということを中心に考えながらまちづくりをしていったらどうだろうか、こんなことを今の鉄道を利用するという点では考えていく一つの課題だろうと、このように思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

市長とやっておってもなかなか勝てないんですけども、確かに今、最後にいいことを言われたんですが、瑞穂市と名古屋市の持たんとところということ、非常にいいことだと思いますが、市長、継続はされるかもわかりませんが、任期中に、ちょうど今度第1次の総合計画もございいますので、恐らくいろんな面が出てくるとは思いますけど、穂積駅のことについては、多分いろんな面で具体的にされるとは思いますので、先ほど言われたことについて、ぜひ御検討を願うということで。

それと、私も直接聞いた話ですから、岐阜駅前のマンションのことですけども、私はトヨタの社員だということを知ったんですけど、それを確認していませんので、市長の情報の方が正しいんじゃないかと思っております、今聞いた以上。だけど、一遍またそんな機会があったら、どこかで聞いてみたいと思います。

いずれにしても、市長の今のいい案を持ってみえるもので、ぜひ総合計画も含めて実施の計画について、ぜひそのことを前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 次に、20番 山田隆義君の発言を許します。

山田隆義君。

20番（山田隆義君） きょうの一般質問の予定は、私が最後の予定になっておりますので、一般傍聴者の皆さん方には、大変朝から御苦労さんでございます。最後の質問者でございますので、お疲れでございますが、よろしく御拝聴をいただいて、一段の市民からの御協力をお願いしたいものであります。

我が国は、平成元年まで高度成長に見舞われまして、平成元年よりデフレ大不況が長期にわたって始まってきたわけでありましたが、15年ごろから底打ち傾向になりまして、昨年の暮れより我が国も徐々に景気が回復しつつあるわけでありまして。

最近になりまして地方におきましては緩やかに景気の上昇を感じる世の中ではありますが、瑞穂市におきましては、地価の下げどまりが逐次行われているというように思っております。その兆候が税収のアップということにつながっているものと思っております。大変ありがたいことではございますが、しかし、今後におきましては、好景気と高度成長というものは見込まれる時代ではありません。

そういう中において、官から民へと、国から地方へ地方分権で移譲され、三位一体改革が限りなく浸透しておるのも現状であります。そういう時期でありますので、地方自治というものはいかに大事であるかと。行政の責任は非常に重い、地方議員の責任も非常に重いわけでありまして。そういう意味におきまして、我々は高度の責任を感じながら、しっかりと市民の負託にこたえてまいらなければならないと思っております。

そういう意味におきまして、本日、最後の質問は4点につきましてお尋ねを申し上げますの

で、執行部の適正、簡潔・明瞭な御答弁をお願いするものであります。

市長所有の土地の固定資産税の未納について、福野助役辞職勧告決議案の議決に伴う処理について、敬老会について、平成16年度の一般会計予算決算書の提出についての議題に入らせていただきます。

まず、市長所有の固定資産税の未納についてのお尋ねを申し上げます。

まず初めにお尋ね申し上げますが、地方自治法、瑞穂市税条例をどう心得ておられるのか、お尋ねをいたします。

私は、税は適正に、公平に、厳正に課税をされ、執行をする義務がある同時に、市民の信託、市民の協力なくしては市政の繁栄はあり得ないということを思っております。そういう意味において、責任あるこの趣旨の御見解の答弁から入らせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、今御指摘がございましたように、税の執行については私ども法のもとに適正に対処いたしております。

御質問いただいております市長所有の土地の固定資産税についてということでございますけれども、この事案につきましては、ことし6月議会の折にもほかの議員さんから御質問をいただいております。御答弁申し上げます。質問の内容が同様でございますので回答も同じになるわけでございますけれども、この件につきましては、地域住民から強い要請によりまして無償で貸与されてきたものであります。現にその利用につきましても現況確認がなされまして、減免対象とされてまいりました。御存じのように、ほかにも同様の案件が24件ございます。税の公平性から考慮いたしまして、同様の事務処理を行ってきたということでございます。これを課税するということになりましたと、事務の適切な運用を怠って租税を減免してきた課税庁側、すなわち市側の瑕疵を一方的に納税者の責任にして賦課するということになりました。納税者の信頼を裏切るということになりましたと、とても理解が得られないと考えております。

以上の理由によりまして、遡及課税はできないというふうに判断をいたしておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 総務部長、時間がないので的確に答えていただきたいんです。私は総論的には市長の土地の未納の問題についてお尋ねいたしておりますが、まず地方税法、瑞穂市においては瑞穂市の市税条例という法律があるわけですね。その法律というものは、公務員、特に税務課は、公平、適正に、厳正に査定をして執行すると。これは、その最高責任者は瑞穂市長なんですね。切符の責任者は瑞穂市長 松野幸信ということになっておるわけですから、

その考え方、判断、それについて私はこういうふうに思うんだけど、行政トップはどういう認識、どういう御見解ということをお尋ね申し上げておりますので、そのことに的確に御答弁をいただければ結構です。もう一度しっかり答弁ください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほど申し上げましたとおり、私どもは地方自治法、地方税法、そして市の税条例に基づきまして的確に執行いたしておるといふふうに考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 総務部長にその次にお尋ね申し上げますが、瑞穂市の課税は、固定資産税、市民税、その他軽自動車税ですね、そういう課税の責任者は瑞穂市長 松野幸信さんという方おりますので、その方につきましては、刑法、民法、それ以外に高度の倫理観の高い責任が問われると私は思っておりますが、総務部長、いかがでございますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私どもの考え方といたしましては、個人松野幸信氏という考え方で、市民所有者同様の課税、そして同様の減免という対応をしております。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 総務部長、あなたは非常に穏健で理性の高い方おりますので総務部長の要職を受けておられることは、私は高く評価しております。その中で申し上げますが、瑞穂市長 松野幸信さんの土地については、一般納税者とともに、その義務の執行権の最高権者であるということは御認識をされて御答弁されておるのかどうか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件は承知しております。我々、課税側の責任者は市長でございますし、土地所有者は個人松野幸信氏というふうに考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 何を思っておられるのか、僕はよくわかりません。そんな御答弁でしたら、市民の協力を得られませんよ。先ほど申し上げたでしょう。地方公務員法、地方公務員はどういう使命があるんですか。また、税はそれ以上に責任が重いんですよ、地方税法。そういう中のあなたは現場の最高責任者でしょう。普通の一般納税者の類似する問題は24件あると。その件の一員であるということはわかっています。ほかの方は、24件一緒でしょう。松野市長は、法律に基づく切符を切る最高の責任者でしょう。あなた、その見解をどう認識されておるんですか。もう一度御答弁ください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 同じことの繰り返しになりますけれども、課税庁側の責任者は市長松野幸信氏でございます、土地所有者は個人松野幸信氏でございます。その認識は十分にたしておるつもりでございます。個人松野幸信氏に減免をした、その土地の扱いにつきましては、ほかの24件の方と同様の扱いをして税の公平性を確保していくという考え方でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 関谷部長はしっかり上司を守っていかなきゃならない立場でもありますし、松野市長は予算編成権、執行権、人事権、あらゆる権限の最高責任者であります。その辺も十分に精査をしてあなたは答弁しないと、身がえらくなるということもわかりますよ。それ以上関谷部長にお聞きしません、そこで松野市長にお尋ねを申し上げます。

松野市長は、西岡一成議員の過去における一般質問の答弁の中で、条例を遵守していなかったことは認めると、熟知していなかったと。熟知していなかったということは知らなかったということですね。瑕疵、故意じゃありません、本当に知らなかったと思うんですよ。僕はそれは尊重します。知っておってそういう条例違反をやられる人じゃないということは信じております。本当に知らなかったと思うんですよ。そりゃあ市長となれば、あらゆる権限があると同時に責任が重い立場でございますから、末端まで全部掌握せよと言ったって無理です。無理であるけれども、それは知らなかったと、わからなかったということでは済まされるわけじゃありません。

そこで、先ほど申し上げましたように、それだけの権限があると同時に、裏腹には高い道德、政治的倫理観が問われてくるわけです。権限が重なりゃあ重いほど、その裏には責任を持たなきゃあ、当たり前なんです。その責任をしっかりとって、初めて市民からの信頼が得られるんですよ。

権限だけ、宝刀だけ抜いて、責任はうやむやだと、そんなことで市民の信頼は得られませんよ。市民の汗の結晶で、働いたそのお金で税能力に応じて、所得能力に応じて、先ほど申し上げましたように、自分が計算するんじゃないですよ。市長の権限の中で厳正・公平に、だれから言われても、どこから質問があっても答えられる課税をしておるわけでしょう。それで不服があれば、市長に何月何日までに、何ヵ月以内に申し出なさいということになっておるでしょう。それを覆していくためには、よっぽどの根拠がなくちゃ覆せないんですよ。

それは何が根拠かと、地方税法、その査定基準があるんですよ。その基準に沿って厳正にやっておれば、強い者には手心を加えていくと、こんなことできませんよ。だから厳正にやっておる。その責任者は、高度の高い責任を問われるんですよ。それが関谷部長のようなぱっぱと切れのある答弁がないということは、僕は残念至極であります、しかし、あなたの答弁は

それ以上の権限があるわけじゃないんでね、私はそれ問いません。

過日、瑞穂市長は議会において、個人的にはその適正でない部分については、御指摘されればそのとおりだと。熟知していなかったということでは済まされないのでお払いはやぶさかではないけれども、その措置に苦勞しておると、その判断は現場に任せると言っておられます。現場の判断は、私は市長の銘を打って課税切符を切って適正に肅々とやっている、それは事務的な観点でやっている。しかし、この市長の土地については、特権のある体が片方についている、そういう方には、私どもは全部市長の翼下に勤めておるということであるので、我々に言われてもいたし方ない。市長の高度な判断があって、私らはそれに従っていくべきだと。私らに詰められても詰まるものではないと、まさしくそのとおりだと思うんですよ。それを弱い下部の職員に決断をゆだねるということは、どういうことなんでしょうか。それがしかるべき瑞穂市の市政であれば、市職員の信頼は得られません。高い信頼があって市民に対する奉仕の接触ができるわけですよ。表は平和であっても心が穏やかではない、たんたんと時間が過ぎればいいというような後退意識の職務をやっておられるような瑞穂市の空気に思います。私が思うわけじゃありませんよ。私も思いますけれども、市民の多くが、私の耳に入ることはいろいろあるんです。

きょう、先ほど一般質問の中でどなたか言われたと思いますが、窓口へ行ったら、ここは私のところじゃない、あっちやと。あっちへ行ってもらわないかん、こっちへ行ってもらわんと行って振られてしまったと、これが行政なんですか。一般の会社であればいいんですよ。これは市民の貴重な財源で市政が運営されておるんですよ。公僕なんですよ。そういうことになるんですよ。本当にプライドの高い奉仕的精神が培養されていないということなんですよ。だから、このことについて私は強く指摘をしておるんです。早くこの問題をきちっと処理しなさい、何やっているのと、そんなことだけでとらえて私は申し上げたんじゃないんですよ。市職員の上司への信頼度は、僕はあまりないと思うんです。はっきり申し上げます。信頼なくして、市民への奉仕者としての、公務員としての使命を果たせと言ったって果たせませんよ。だから私は、市長は過去においてこの問題については瑕疵について認める、だから現場の判断で払えということになれば払いますと。しかし、これを払うについても、いろいろな問題がはらんでおるので苦慮しておるといっても言っておられますが、この問題は早く厳正に的確に、自分の行動で示していただくことが職員の一層の信頼を伴うと同時に、市民の協力が全面的に得られ、ますますの瑞穂市の繁栄につながるものと私は思っておりますが、この問題の処理につきまして市長の賢明な御判断をお聞きしたいと思しますので、御答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この問題につきましては、いろんな考え方があるかと思えますけれども、私どもといたしましては、市の定めております条例、規則、それから上位の法律、それに従っ

てきちっと整理をしていくというのが基本的な考え方であります。その中で今の御指摘の問題について、制度上の中で支払うことはできないかということは、担当には十分言っております。ですけども、そういう制度、システムの中では課税することができないというのが一つの結論でございます。

ですから、少なくともこの問題につきましては、課税をという形では処理はできません。そうすると、あとはこの前のときにもいろいろと御指摘がございましたように、なら、ほかの方法で処理できないかという点が御指摘のことでございますけれども、この方法につきましては、残念ながら、現在私の考え方の中では適切な方法を見つけ出すことができないというのが現状でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） それでは、あっちもつかえ、こっちもつかえと、私は瑕疵は認めておるので個人的には責任をとっていかねばならんと思っておるけれども、法律に照らしてもつかえと、だからどうしようもない状況だと今言っておられるわけですが、それではこの件については、市民の不信感を払拭するためには、どうにもならんで仕方がないじゃないかということを通していかれるつもりであるのかどうか、市長にお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお言葉の中で一つだけ返させていただきます。私のサイドには瑕疵はありません。私個人の課税の問題についての立場としての瑕疵はありません。はっきり申し上げておきます。ただ、課税の事務手続上に瑕疵があったということでもあります。だから、その手続上の瑕疵についてどうカバーするかということが一番のポイントになるわけでございますので、そのあたりをどうするかということになりますと、要するに課税の今の制度、手続上では、現在のところ方法は見つからないというのが担当の方の一つの考え方、見解でございます。

それじゃあ、そのほかの方法はないだろうかということがもう一つ考えられることでございますけれども、それについてどうしていくかということについては、現段階において私としてはその方法を見つけ出すことができないということでございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 課税上の瑕疵はないと、手続上の瑕疵があると。それでは、手続上の瑕疵、これは瑞穂市税条例がありますが、条例に遵守してやっておられたかどうか。やっていなかったから瑕疵があるんでしょう、手続上。それを熟知していなかったでしょう、税法を。もう一遍答弁してください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の山田さんのお話は反対ですよ。課税上に瑕疵があったんです。私は課税しません。切符を受けて払うのですから、そうでしょう。切符を切るところに瑕疵があったんですよ、この問題は。だから、手続上の瑕疵は課税につながってくるんです。その課税をしなかったというところに問題があるんですから、私の方の瑕疵は何もないということを申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） まさしく課税上に瑕疵があったということを市長も認められました。課税上に瑕疵があるということは、課税をするのは、現場が法に基づいてやっておられるかもわかりませんが、課税上に瑕疵があった、その最高責任者は瑞穂市長さんでしょう。だから、納付書を発行されるのは瑞穂市長、松野幸信氏ということになっておるでしょう。だから、その分においての責任をきちっと対応されないと、どうにもならんわ、どうにもならんわで行くと、灰色で市民からの信頼は得られないということを言っておるんですよ、ぱっぱとけじめをつけな。そうすれば、ああ、うちの瑞穂市長は、けじめはぱっぱとやられると、だからすごいと。言うことも言うけれども、やることはきちっとやると、だから信頼ある松野市長なんだと、信頼は急上昇しますよ。私は松野市長を愛するからこそ厳しく質問しておるんですよ、はっきり言って。笑う議員さんも見えるでしょうけれども、笑う人こそ議員の見識を問います。

その点、苦労しておる苦労しておるでずうっと行かれるのか、しっかりけじめをどこかでやられるのか、お尋ねします。それを聞いて、この件の御回答待ちで後に移ります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 課税上の瑕疵の取り扱いにつきましては、担当の総務部長が答弁したお答えのとおりでございます。それで、それ以外の方法ということにつきましては、現段階において方法が、私としては今見つけることができないということでございます。ただ、それがわかれば、それなりの対応というものはできるかと考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 方法を言います、ただお尋ねしておるだけではありませんので。私ならどうする、一切の職務の責任者は自分にあると判断した場合は、自分が納付切符を指令します。今まで条例どおりやっていた分については、現場が何をやるうとかにやるうと、一切私の責任だと。だったら、さかのぼって適正に計算をして納税切符を切ってください。そうすれば何にもない。別に、またそのほかは報酬の減額処分、かつまた寄附はできないので、供託金に積んでちょっと預けておくと、終わるまで、そういういろんな方法もあるかもわかりま

せんけれども、自分みずから切符を計算して切れと指示すれば何にも問題ない。私はいろんなところで勉強してきたからこそ、それを申し上げておるんですね。だから、そういうのりりくったりとやっておられると、すばらしい瑞穂市長であるけれども、残念だなあと思うんですよ。だから、これ以上質問いたしません、これ以上人間社会において、この世に生まれて、地位も名誉もあろうとも裸であの世へ行くんですよ、どなたも。その使命感を忘れずに、人間らしく高度の高い決断をお願い申し上げまして、この点については答弁を求めません。

次に、敬老会についてのお尋ねを申し上げます。

敬老会については、9月19日が敬老の日に定められておりますが、それを前後して市挙げての敬老会を過去と同様やってくださいということを申し上げたんですけれども、昨年同様、ことしも各自治会で敬老会祝賀行事をやってくださいということで、その補助金も議会の議決に沿わない形での補助金支給して、対応を今回はしました。不平不満を言ってやらなかったところもあるかもわかりません。しかし、私の町内ではそんなこと言っておれませんので、しっかり公的な立場で言うことは言いますけれども、自分の住むところでは、負けないように敬愛の心で行事をやったつもりです。あと、やったかやらないかは市民部長にお尋ねしていただければ結構でございますが、私が申し上げているのは、市会議員として不特定多数から市民の信託を得られておるからこそ、老人福祉法に沿って地方自治体が格差のない敬愛の心で実行してください、これが私の理念であります。また、老人福祉法も、敬老の日を設けたということは、その趣旨だと思っております。

だから、ことしは各町内、自治会ごとにやられたところも約90%、ばらつきがあります、内容については。そのばらつきについては、るる問いて回っておりますと時間がないので問いませんが、私が申し上げるのは、全部が共通の共益のもとに、敬愛の精神、愛郷精神を深く浸透していくためにも、国挙げて、学校、大きな会社、みんな休日であります。学校も休みということは、福祉の心、年寄りを思う心、こういう心の培養も子孫繁栄につながるものと思っております。そういう意味において学校も休みなんですよ。しかし、ことしは不幸にしてそういう状況には至っておりません。学校、子供においても、部活があちこちであったと。だから、年寄りが喜ぶように何ぞ催しをやっていただけんかという要請をされた町内もあると思うんですけれども、いや、部活があるでなかなかできんと。それは学校の方からの統一した見解が浸透しないということもあるでしょうけれども、そんな細かいことはどちらでもいい。

ただ、市長は6月議会において、内容のばらつきがあっても、やれなかったところに対しては、あなたはどうされるんですかとお聞きした覚えがあります。そのときには、やれない自治会については、市として十分に敬老の精神にふさわしい対応をしていかなければならないという答弁をされております。きょう現在、92自治会のうち83自治会が、内容のばらつきがあろうともやられたようです。平等の見識からいったら、私はあまり市としてすばらしい状況ではな

い。敬愛の心からいったら、本当に格差のないお祝いをすべきであったと、それは私の終始一貫。それは横へどけておきまして、やれなかったところに対してはどうかさるんですかと言ったら、市として責任持った形で対応させていただくということを言われたので、9自治会については、もう1ヵ月たっておりますが、市長の裁量権でどのようにされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 山田議員さんの瑞穂市における敬老会の実施状況ということでございますが、今年度も昨年度と同様に各自治会で敬老事業を実施していただいております。助成金の交付内容につきましては、昨年度、敬老会に協力されました方々の御意見等を参考にしながら、今年度は一部助成の見直しをさせていただきました。

現在までの敬老事業の助成金交付申請の状況について御説明申し上げますが、御質問の中のとおり、92自治会のうち80ヵ所の自治会で開催をされておまして、率として90%ということでございます。出席率につきましては50数%ということでございますが、それぞれの自治会の役員さん、ボランティアの協力により趣向を凝らしていただいて、昼食をとりながら、マジック、歌、踊り等を楽しみながら一日ゆっくり過ごされました。ふだんなかなか会えない、お互いの健康を確認し合うことができたという意見等もありまして、大変有意義であったかということに理解をしております。

こんなような状況で、敬老会の実施状況についてということで御説明を申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 松尾市民部長、的確に市長の直轄の部長として答弁されるのであれば、私は実施された流れを聞いておるんじゃないんですよ。92自治会があって、83自治会がやられたと。その内容はばらつきがあるかもわからんけど、その件について私はお尋ねしておるわけじゃありません。不平不満はありますよ、その内容について、そのやり方についてはありますけど、その件を申し上げておるんじゃないですよ。やれなかった自治会については、十分市として対応させていただくと言っておられるわけですから、市長は6月議会で、議事録を讀んでください。その残った9自治会について、1ヵ月たった現在、どのように具体的に敬愛の心で、その自治会の75歳以上の方にどのように対応されたのかお尋ねをしておるわけです。だから、余分なことを言っておりますと時間がかかりますから、どうぞ言ってください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まだ未実施の自治会については、方法等を実施しておりません。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番(山田隆義君) 担当部長がそういう答弁をされたということは、上司である、絶対権限のある松野市長の答弁ですね。松野市長の答弁、6月議会の答弁で終わっておれば、それはいいですよ。松野市長の答弁は、やれなかったところについては、市としてその精神にこたえるべき対応をさせていただくという答弁をされておるんですから、だから、松尾市民部長の答弁は一切納得できませんので、松野市長の御答弁をお願いします。

議長(土屋勝義君) 松野市長。

市長(松野幸信君) 9自治会がやっていないというお話ですけれども、そのやらなかった理由、状況、それを一度よく調査いたしまして、それに対する対応は考えていきます。

だから、何でもいいから、やらなかったらすべてというのもちょっとおかしいと思いますので、そのあたりをよく考えていきます。

[20番議員挙手]

議長(土屋勝義君) 山田隆義君。

20番(山田隆義君) 私は、市の行政は、迅速かつ機敏に、明確に、可能な限り行動をしなければならぬと思うんですよ。それでないと行政への高い信頼度がないと思うんですよ。ということは、敬老会、これは75歳以上になった方はみんな知っておられるんですよ、大体9月に敬老会があるということはね。ほかの考えることそうないもん。40代、50代だと仕事が忙しいやら、あっちも遊びに行かんならん、こっちもやらんならんといって忙しくてもたんでそんな暇はないかもわかりませんが、もう70超えてくると大きく下り坂ですから、だから喜び合えるその集まり、そういうことは忘れませんよ。9月19日ということも知っておられると思うんですよ。だから、15日になったり、13日になったり、25日になったりすることがあるかもわかりませんが、19日を挟んでお祝いを長く心待ちしておられるんですよ。それ以後、1ヵ月たっておるんですね。1ヵ月たってもその処理が、まだその実施されなかった自治会についてよく精査をして、そこにこたえるべき行動に移しますと。これでは松野市長、あんたは頭がいい人なんやで、もっとぱっぱと行動していただければ、あんたは崇高な能力がある方ですから物すごく信頼を得られますよ。私、お世辞を言っておるんじゃないですよ。厳しく言うことは言いますけれども、決して経費のために落としておるわけじゃないんですよ。私の心中は、松野市長知っておられると思うんですよ。だから、この件について、もう一度前向きな御答弁を聞かせてください。いつごろまでにその精査をされるか。

議長(土屋勝義君) 松野市長。

市長(松野幸信君) 迅速にと、9月16日、このやられました後の結果の申請とか、結局、そういうものをいただいて集計をしていく中でわかっていくことですから、9月の敬老の日にやらないところはすぐに対応せよという話はちょっと無理かと、こういうふうに思います。

ただ、今御指摘のように、もう1ヵ月たっているじゃないかという点については、やはりも

う少しスピードアップする必要があるかと、このように思います。

ですから、今も部長に早急にやるように指示をいたしましたので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） ありがとうございます。

じゃあ、次に入ります。平成16年度の一般会計予算決算書についてというお尋ねをさせていただきます。

これは、16年度に執行して、その決算書が9月議会に出ておる。その内容は、歳入が総額約138億、歳出が約126億、剰余金、不用額が12億強と、これも総括質疑の中で過日あったかと思いましたが、その答弁、歳入は税収の自然増が意外にあったのでありがたかったと、確かにありがたいですよ。景気が上向いて、皆さん一生懸命働いて、その税にこたえていただいた、その感謝の気持ちは私は人一倍あります。ありがたいことですね、税収アップということはね。しかし、行政はプロであります。プロである税収査定能力、私はいかなるものであったかと。

12億ということは約1割ですね。よその市町村を比べてみますと、3%前後、よう見ても5%、ここは1割、余ればいいんじゃないかと。そりゃあ、余らんよりも余った方がいいに決まっておる、私は喜んでますよ。しかし、税というものはどういうもんですか。営利会社じゃないんですよ、ここは。不特定多数の方から能力に応じて、地方税法に基づいて適正・厳正に徴収し、執行し、かつまた滞納状況によっては滞納処分をきちっとやっていく。それだけ人の貴重な財産を執行していくわけですから、だから僕は責任を追及しておるわけですね。

その上、その税の使い方は、格差がない地域社会の構築、住みよい環境づくり、そういうところへ健全財政を維持しつつ限りない投下をなささい、赤字になってもやれと、私言っていないよ。だから、3%から5%ぐらいならば、私は、ああ、素晴らしい行政能力があるんだなあと思いますよ。1割ということは数少ないです、そうありません。自信満々じゃありません。

しかし、1割剰余金があった、不用があった場合でも喜ぶ場合があります。といいますのは、税収はあった、歳出も、よその市町村より住んでよかった、サービスが充実している、こんないいまちはないよと。うちの会社、うちの家計は潤っておる。住んでおる人たちは、物すごく住んでよかった、いいまちだなあと充足感があれば、私は1割余ろうが2割余ろうが、本当にいいまちだなあと思いますよ。しかし、サービスはみんな悪いと言っているんですよ。福祉も切り捨て、それにまつわるいろんなサービス、そういうものがうんと低下したじゃありませんか。老人福祉、少子・高齢化社会における少子化対策、学童保育、障害者に対する補助金問題、障害者に対しては甘やかさせてはいかん。補助金補助金と言うけれども、障害者は甘やかしておってはなかなか自立せえへんで、やっぱり自分から立ち上げられるようにしてもらわない

かんと言っておられる。僕は逆なんですよ。健常者には、あめとむちを打ってしっかり教育しなさい。しかし、障害者と思われる、障害者にもダウン症も自閉症も知的障害者も、多種多様な障害があります。そういう方については手厚くフォローしなさいというのが、私は人間社会の当然の使命だと思うんですよ。そのサービスの充実を図って、初めて瑞穂市に住んでよかったまちづくりになるんですよ。それをフォローをしていくのが地方自治じゃありませんか。執行権のある市長を筆頭に、行政能力です。それをフォローしながら、両輪のごとく突き進んでいくのが地方自治であり、議会の権能じゃありませんか。

それならば、私、何も言いませんよ。サービスはみんな悪いと言っておるよ、はっきり言って。瑞穂市はサービスが悪い。特に巢南町の人に申しわけないけど、うちの方は財政があまりよくなかったけれども、豊かな穂積町と合併すればもっと豊かになれると思ったところが、サービスはとんでもないと。財源はえらかったか知らんけど、とんでもないところと合併したと思ってみえる人が結構あるんですよ、私、全部調査しているの。だから、いろんなところへ顔を出しておる。それはあきませんよ。だから、僕はサービスがよそ並み以上になっておって、剰余金が1割あろうと2割あろうと、あればあるほど、ああ、瑞穂市長は立派なもんやと言いますよ。そんなもん、ちょっともうぬぼれることできませんがな。歳出はどんどんカットしやあ、残るに決まっておるがな。だれでもできることや。わしみたいなたわけでも、やれと言ったらやりますよ。

僕は、松野市長は崇高な能力がある方やということを思っておる。私ばっかやないよ、市民が思っておる、本当に松野市長は頭が物すごくいいと。ところが、もう少し堂々とすばらしいところに知恵を絞ってください。そうすれば、永遠に松野市長は信頼が保てますよ。

私は、松野市長が嫌いと言っておるわけないんや、本当のこと言って。厳しく言っておるで、ああ、山田みたいお世辞ばっか言やがって、調子いいことばっか言ってと、とんでもないですよ、はっきり言って。私は真っ赤っかの血液を流してこれを質問しておるわけですから。そうでしょう。選挙のときに不特定多数の方から、体買ってください、しっかり活動しますから信頼してくださいと言って運動してきたんですよ。皆さんもそうじゃありませんか、五十歩百歩。そうであるならば体を張った市議会活動をしてください。行政も、職員も、しっかりそれにこたえていただくことが僕は大事であるということを申し上げて、質問は終わります。

議長（土屋勝義君） 以上で、本日予定いたしました一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後4時42分